

平成24年第2回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年6月14日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（17名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	7番 松永 渉
8番 吉田 正	9番 檜原 賢二
10番 木村 松雄	11番 阿部 雅志
12番 岩本 雅雄	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
20番 吉川 精二	

欠席議員（3名）

6番 笠井 高章	13番 稲井 隆伸
19番 稲岡 正一	

会議録署名議員

7番 松永 渉	8番 吉田 正
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 井内 俊助	市民部長 石川 春義
健康福祉部長 坂東 恵子	産業経済部長 田村 豊
建設部長 西村 賢司	庁舎建設局長 出口 芳博
教育次長 新居 正和	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 姫田 均	健康福祉部次長 川井 剛
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 友行 義博
吉野支所長 岡田 清	土成支所長 矢部 和寿
市場支所長 森本 修次	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸

農業委員会局長 森 本 浩 幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 林 正 二 事務局長補佐 成 谷 史 代
事務局長補佐 古 川 秀 樹

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度阿波市一般会計補正予算(第5号)について)
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について)
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について)
- 日程第 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程第 6 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第5号)について)
- 日程第 7 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市税条例の一部改正について)
- 日程第 8 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第 9 議案第39号 平成24年度阿波市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第40号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第41号 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第44号 土地の取得について(新庁舎等建設用地の取得)

- 日程第 1 3 議案第 4 5 号 土地の取得について（学校給食センター建設用地の取得）
- 日程第 1 4 議案第 4 6 号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 1 5 議案第 4 7 号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（阿部雅志君） ただいまの出席議員は17名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（阿部雅志君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に続き行います。

まず初めに、3番森本節弘君の一般質問を許可いたします。

森本節弘君。

○3番（森本節弘君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、議席番号3番森本節弘、志政クラブ、一般質問を行いたいと思います。

今回の質問に入る前に、ちょっと今回3つほど介護保険事業についてと安心・安全な市道整備事業、それから特別職の指定ということで質問を提出させていただきました。その前になんですけど、今回のこの阿波広報、この阿波広報の全面を飾る庁舎のすばらしいデザインというか、感心しております。いつも阿波市政入ってずっとこれ毎号出とんですけど、うちの広報すばらしいもんだと思っております。よその市に比べてみても本当に自慢してもいいような広報に仕上がっているんじゃないかと私思います。今回もその中でも6月の広報、5月、6月とは新規事業等々でいろいろなことをこの中に入ってますんで、一般質問また2週間ぐらいしたらケーブルのほうにも載りますので、市民の皆様ももう一度目を通して、今回の市報の中で議員方々言われとるもんもいろいろ入ってますんで、目を通していただきたいと。

この中でやっぱり一番大きく目を引くのが新庁舎及び交流防災センター。本当に基本方針、計画概要、配置計画も載っております。本当にきれいな庁舎として仕上がっており、あと内容的なもんも含めてこれから業務が進んでいくと思います。これもページめくるごとに、今回前段の議員の方々も出ておったようないろいろな税の問題とか、9ページには農地に関する新しい事業が始まりましたとかという部分もあります。それと、13ページ、14ページには子育て支援課からのいろいろな今回の医療助成と受給者の更新の手續

のお知らせとか、この6月ほとんど本当よく入っておる。私も今回介護保険料の事業のことを1問目にさせていただくんですけど、15ページには介護保険料のお知らせ、これ実際はちょっとお金が500円少々上がったという話と、それとその隣には税制の改正ですよ、税制の改正、新旧の向上の比較イメージ等々も細かくよくわかるように載っていると思います。あと最終的に、最後のページなんですけど、ちょっとおもしろいのが、これ第3回になるんですけど、阿波市の財政の基礎知識とって、これは安友代表監査委員が今回市債の仕組み等々、これすごいおもしろいんですけど、読んでいただいたら本当簡単にわかって、もう本当いい広報に仕上がっていると思います。

この中ちょっと広報の宣伝させていただきながら、第1問の介護保険事業についてという事で質問させていただきます。

介護保険事業についてなんですけど、今回阿波市が第5期の介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画策定して出ております。この介護保険事業なんですけども、介護保険事業が始まった経緯なんですけど、2000年に一応、平成12年ですよ、新しく介護保険事業計画として国のほうで出て、今回5期目、3年ごとの見直しになっております。これは5期、15年、10年少々たってくるんですけども、第1期が2000年に始まりまして、やはり高齢化社会の中で健康保険の中で賄っていた部分の健康保険でそういう見ていた部分を今度介護として介護認知の人とか、そういうふうな在宅の介護の人をその保険の中で見ていこかかっていう部分で出ております。この中身なんですけども、今回質問させていただきたいのが、第5期介護保険事業の策定に当たって、もう3年ごと、もう毎回毎回のように変更になっているんです。計画策定時の今回の5期の部分の主に制定の改正についての中身と、それと当初からありますように地域包括支援センターの役割です。これ地域包括支援センター、市の各介護とか支援のなされとるところに行っているいろいろなお世話していただいとんですが、ここの役割について。

それと、これ何遍もさっきから私言ってるんですけど、3年ごとの見直しでよく中の改正がございます。お金もそうなんですけども、サービス内容とかもちょっと変わってるところがあって、お年寄りの方々ちょっと理解しにくい部分があって、ちょっとよく苦情というか、聞くんです。そういう部分で、介護給付の認定ですよ、毎年これ要支援、要介護というのはケアマネさん行っていただいて認定調査行った結果、再通知ということで4月、5月で再抽せんして、次の1年間の介護認定をしようと思うんですけども、この介護認定の調査が適正に行われているか。適正というたらおかしいんですが、なかなか難しい

認定なんですけども、適正に行われているかという点を第1問でちょっと3点ほどお聞きしたいと思います。

○議長（阿部雅志君） 坂東健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂東恵子君） おはようございます。森本議員の一般質問に答弁させていただきます。

森本議員からは、介護保険事業について3点のご質問をいただいております。その中でまず1点目の第5期介護保険事業計画策定に当たって、前計画策定時からの制度改正についてお答えいたします。

初めに、阿波市の介護保険の現状についてですが、4月末現在人口4万570人で、1号被保険者数、これは65歳以上の方です、は1万1,471人で、そのうち介護認定者数は2,466人となっている状況です。

平成24年度からの第5期介護保険事業計画の主な改正としましては、自宅への定期的な巡回訪問により安心してサービスが受けられる定期巡回随時対応型訪問介護・看護や介護保険の居宅サービスを複数組み合わせる複合型サービスが創設されました。これにより利用者のニーズに応じ一体的なサービスが受けられるようになりました。

また、今年度はこれまでの介護保険料利用状況とともに3年に1度の保険料の見直しを行いました。制度の定着とともに、高齢化の進行、要介護者の増加に伴い、介護保険サービスに係る費用も年々ふえる傾向にあります。介護保険のサービスを安定的に提供するため、給付費に対する財源のうち50%が公費で賄われ、あとの21%を1号被保険者が負担し、残りを2号被保険者が負担することとなりました。これに基づきまして、本市におきましても平成24年度から26年度の第5期の保険料について見直しを行い、1号被保険者の保険料基準月額を4,795円から5,310円となり、515円の増加の変更となりました。

今後におきましては、よりよい高齢者福祉、そして介護保険事業の充実を図りながら、高齢者がいつまでも住みなれた阿波市で安心して暮らせるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の地域包括支援センターの役割について答弁いたします。

地域包括支援センターは、平成18年4月にスタートし、県内33カ所で設置されています。阿波市は直営で運営をしております。介護、健康、医療などさまざまな面から地域で暮らす高齢者の皆さんを支えるための拠点として、住みなれた地域で安心していつまで

も健やかに暮らせるように、関係機関と連携して取り組んでいます。

現在、地域包括支援センターでは、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師、看護師、事務職員、嘱託職員との協働で業務を行っていますが、主な業務として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業、その他市単独事業の4事業があります。地域包括支援センターの役割は、関係機関との調整やネットワーク構築が重要となっています。

まず、包括支援センターの認知度を上げるため、介護予防事業を推進しています。昨年度の実績では、介護予防普及啓発事業として出前講座を年16回、介護予防講演会を年2回実施し、みずからの身体の状態を振り返り、改善できるように働きかけをしています。

地域介護予防活動支援事業として、年間7回、介護予防サポーター養成講座及び年間2回、介護予防サポーター研修、市内2カ所でサロン活動支援を行い、高齢者がみずから活動に参加し、周りの人も一緒になって介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指しております。

次に、包括的支援事業では、介護、健康、福祉などの高齢者の暮らしにかかわるあらゆる総合相談や虐待防止、権利擁護問題に対する相談を受け付けています。最近では相談内容が複雑化しており、高齢者だけの問題にとどまらず、家族支援や地域生活の視点が求められております。

また、介護予防ケアマネジメント事業では、要支援1、2の方に対して1カ月当たり450件程度の予防給付を行い、2次予防事業の該当する方に対して年間30件程度の2次予防事業予防プラン作成を行っております。

そのほかに任意事業として、介護用品支給事業、これは主に紙おむつなどの支給でございます、を実施しています。

また、市単独事業として、緊急通報装置貸与事業や軽度生活支援事業を行い、介護保険や地域支援事業で対応できない部分を補い、さまざまな業務を行っております。

第5期介護保険計画では、地域包括支援センターの役割強化がうたわれておることから、まず地域包括支援センターをわかりやすく利用しやすい相談窓口を目標に、高齢者の身近な機関として広く周知徹底し、地域に根差した活動が行われるよう体制整備を図っていきます。

続いて、3点目の介護給付の認定調査は適正に行われているのかについて答弁いたします。

阿波市の介護保険認定者数は年々増加傾向にあり、最新の徳島県介護事業報告、これは



平成21年度末によると、1号被保険者数は1万1,457人で、認定者数は2,415人、認定率は21.1%で、県平均20.7%より0.4%高く、県下でも上位となっております。介護保険の給付を受けるためには、市町村による要介護認定、要支援認定を受ける必要があり、介護保険制度において介護サービスの利用に先立って利用者が介護を要する状態であることを公的に認定するものです。

要介護認定調査の新規申請及び変更申請については市が行うこととされております。介護支援専門員や認定調査員が実施しております。また、更新申請については、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設などに認定調査を委託しておりますが、前段同様で、介護支援専門員の有資格者により調査を行っております。そして、認定調査を実施する際にあらかじめ調査対象者や家族など、実際の介護されている方と日時を調整した上で、原則として日ごろの状況を把握できる場所で認定調査を実施しております。どうしても立会ができない場合は、家族や施設で介護されている職員などにできる限りお話を聞かさせていただき、調査を行っているところでございます。

認定調査員は原則的に1名の調査対象者に1名の認定調査員が1回で行うこととされていることから、認定調査は認定調査方法や選択基準を十分理解し、立会人とともに高齢者の心身の負担にならないよう考慮しながら調査に臨んでおります。その後、認定調査票と主治医の意見書により、個々の申請者の状態に関する情報をもとに、阿波市と吉野川市の2市が共同で設置している徳島中央広域連合で統一されたシステムにより1次判定が行われております。

次に、徳島中央広域連合の介護認定審査会で、保健・医療・福祉の専門職による1次判定と同様介護認定審査会資料の氏名など個人情報に記載されておらず、個人名などが特定されない状態で2次判定審査が行われ、介護の必要度と認定期間が判定され、市に結果が報告されます。その後、結果通知が報告、送付されますが、更新、申請などで要介護から要支援へと介護度が変わった場合の判定については、必要に応じ担当介護支援専門員に連絡するとともに、あわせて申請者に説明を行い、円滑なサービスが図れるよう調整し、支援を行っているところです。

今後はさらに適正な認定調査が行われるよう取り組むとともに、毎年県で実施されております調査員現認研修や阿波市管内介護支援専門員連絡協議会、これは年6回開催されておりますが、において適正な認定調査が行われますよう研修を行い、公平で基本に忠実な認定調査のもと、適切な介護保険サービスに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（阿部雅志君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 福祉部長、よくわかりました。

ちょっとおさらいしたいと思います。基本的なことなんですけども、介護保険制度の概要ですよ、これ平成12年4月からスタートした社会保険です。社会保険やね、健康保険じゃない、健康保険です。あと、制度の運営主体は保険者なんですけども、市町村です。これ2点目です。それと、介護保険に加入する者は、介護保険に加入する者ね、介護を受ける者じゃないですけど、40歳以上です。あと、これどういうふうなかちょっと、寝たきりや認知症となり、要介護認定または要支援認定を受けた場合に介護保険のサービスを受けられますって、この4つが柱なんです、介護保険の基本はですね。この中の受けられるサービスっていうのは何かというと、さっき部長おっしゃっていただいたように、大きく7つあります。要するに、既得のサービス、家で受けるサービスよね。それと、介護の予防サービス、予防です。これ居宅介護支援、支援もしていただけます。4番目に介護保険施設等々のサービス。それから、地域密着型サービス、地域に根差したサービス、これ包括支援センターのほうでやっていただいと。地域密着型の介護予防サービス。予防と介護と両方っていうこと。介護とあと7つ目には介護予防支援。この7つが、4つの大きな概要がありまして、それで7つのサービスの種類があって、それをもとに今介護課のほうで包括支援センターを中心に介護事業をやっていただいております。

今回この間も議会のほうで保険料基準額が上がりましたね。これが4,795円から5,310円。なぜかということ、5期計画の中で今度23年、24年3月から、この4月からですか、上げるのがこれを5,310円、要するに515円の増額になつと。これ3年間続くっちゃうことやね。あくまで1号保険者の基準になる保険者、1号保険者と申しますのは要するに65歳以上の高齢者の方々という。もう再問に入るんですけど、こういう事業の中で今回介護保険も上がりました。それと、3年ごとの見直しが続いております。それと、市のほうのサービス内容もどんどんどんどん複雑化して、人でも見る限りどんどん少なくなっていくんじゃないかなと。予算も限られてますんで。健康保険と一緒に、健康保険もそうなんですけども、健康保険も国民皆保険というすばらしい世界に冠たるといふか、長寿大国を実現しました、日本も。

その中の健康保険について、話はちょっと外れるんですけど、健康保険もそうなんですけど、1961年昭和36年に国民皆保険がスタートしました。50年になります。50

年を経過してこの保険がどうなったかという、要するに長寿大国にはなったんですけど、支える若い子がないためにどんどんどんどん、今の国会でも議論になっている福祉と税のこの均衡化どうするのかという問題。そこの中で実際保険のほうは、その当時からもともと国保が始まる前にはサラリーマン保険というのはできてたんですけども、そういうようなサラリーマンの保険に入られない人どうするかということで、市町村を主体に国民保険、これはもともとは4つでした、健康保険は。組合管掌保険、これけんぽ組合っていうんですけど、大企業等々が入られる保険ですよ、健康保険。それから、2番目には全国健康保険協会、協会けんぽ、これ昔社会保険でいっとったんですね、社会保険の健康保険で、これ中小企業の従業員の方、家族。それと、3番目には皆さんとか学校の先生とか公務員の方々や私立学校の教員の方が入られる共済ですよ、共済組合。それに、4つ目がこの国民健康保険、自営業の方と無職の方ってうたわれております。

これでやってこれよったんですけども、今から後期高齢者が5年ぐらい前ですね、平成20年2008年に5つ目の健康保険として、要するに後期高齢者医療制度というものができました。これが75歳以上の方全員が加入しています。これも広域でしよんですが、市町村をもとにやった保険です。この中から健康保険でカバーできない、今度介護とか痴呆の入られる方、身体的に高齢化によって身体がやはりなかなか機能しなくなった方々をどうするかちゅうことがこれ今度介護保険制度のこれ、健康保険じゃなし、社会保険制度として2000年になっております。今現在これ5期目ということで、15年ぐらい経過したんですけども、どんどんどんどんね、何が感じるかっていうたら、私まだそういうふうなサービスは受けてないんですが、払うほうの立場になって、お金は上がってくる。働いていたら余り自分に感じんですけども、要するに40歳以上で、特に65歳の方々なんか元気な方は働くばかりで受けるサービスはなかなかないちゅうことで矛盾を感じてる人もおります。

そういうことは問題別にしまして、今回あと部長に再問があるんですけども、こういうことをもとにした今独居老人の方が、施設等々で入って介護のサービスを受けるんでなしに、やはり独居の方で家で在宅でなされとう方が、ちょっと例なんですけども、介護認定ずっと何年か介護にいらったんが急に要支援の2とかというふうな部分に、軽度になったというふうな通知が来て、ちょっといささか慌てたりしている方がおられるんです。それ何かというと、理解できないというか、お年寄りでも在宅でも通知書の中身が届くんですけど、それが自分のどこに値するかっていうんはケアマネさんとか介護のヘルパーさんとか

と相談しながら、やっと初めて気がついて、その中でサービスが落ちなかったらいいんやけども、要するにサービス程度が落ちたりとか、聞くと落ちはせんのかやけども、ちょっと負担率が上がったとかする問題があるように聞くんです。

そこで、2点目なんですけども、この介護認定判定で今言ったように介護の軽度になっているっていうふうに聞くんですけど、そういう点、そういうほんなら問題聞かれたことがある、何でそういうことが起こったかということと、その通知書の内容なんですよ。通知書も私どもも皆さんご存じのように、生命保険なんか入ったらこんな定款が来るんですけど、中身ちっさくて読めんですよ。読んだことない人がほとんどと思うんですけど、ちょっと見せていただいた認定書なんかでももうちっさい字でいっぱい書いとんでね。これは独居の人もだれか介添えがおるとか、近くの身内の方とか家の方おられたらわかるんでしょうけど、来て何日も見えないんじゃないかなど。

それと、そういった中でわかるんですけども、今言ったように、包括支援の方本当に頑張られております。これ質問じゃないんですけど、現実は今おっしゃったように、部長おっしゃってくれたんですけど、包括支援センターの方たくさんおられて、ただ問題は、ちょっと今までもいろいろ出てくるんですけど、センターの中に大体21人おられるんですけど、保健師さんと看護師さんで7名で、この人が実際のうちの市の職員の方っちゃうことやね。あと、介護支援専門員さんと認定調査員さん14人おられるんですけど、皆さん嘱託なんですよ。嘱託なんで、これ1年なんか2年なんか、そういうふうにどんどんかわられよんか、こういうちょっと疑問もあるんです。こういう嘱託の方が要するに行って調査するんですよ。地域密着型なんですけども、やはり毎回違う人とか判定内容とかでいろいろ不満が出てくるんがあるんで、ちょっとこの3点を再問させていただきたい。

○議長（阿部雅志君） 坂東健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂東恵子君） 森本議員の再問にお答えします。

介護保険認定の判定が最近軽度になっていると聞か、どのようにとらえられているのかということについて。

ご指摘のありました介護認定審査会で判定されました介護度の度合いにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、認定調査主治医意見書により判定され、その後審査会で判定結果が出るわけですが、調査や審査、判定に当たっては公平性と客観性の観点から全国一律の国の基準により行われております。また、認定調査を行っております認定調査員、介護支援専門員に対しましては、さらなる研さんに努めてまいりたいと考えておりま

すので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それと続きまして、認定調査の認定結果の通知書のことで再問にお答えいたします。

ご指摘のありました介護保険要介護認定、要支援認定などの結果通知書の様式につきましては、システム開発者の標準的パッケージ仕様を導入しており、様式をもとにA4サイズ用紙に印刷し、通知を作成しております。そのようなことから、文字などの様式の変更する場合は独自にシステム開発業者へ依頼することになり、経費も発生いたしますことから、今後システム改修などが行われる際に議員ご指摘の件につきましても考慮するように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

それと、包括支援センターの人数のことにつきましては、包括支援センターでは現在事務職2名、保健師、介護士、主任介護支援専門員等の資格所有者が7名おります。それから、嘱託職員の介護支援専門員10名、認定調査士4名の体制で実施しております。

主な事業といたしましては、介護予防とか包括的支援事業、任意事業などをしております。また、これからもどんどん介護度が上がったり要介護の人数がふえてまいります、課員上げてまして一生懸命対処していきたいと思っておりますので、どうぞご理解をよろしく願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 部長さっきおっしゃったように、阿波市の介護認定、要支援、要介護の認定の方2,000人なんですよね。徳島県の平均より、県下のよりちょっと高目に出てます。徳島県でちなみに何かというと、徳島県ワースト3ですわ。何でもワーストってこれ言う。全国平均17.8なんですよね。埼玉県が1番、14%ぐらいなんですよね、支援認定率が。どうしても徳島県多いです、人口の割にね。やっぱりいろいろな病気も絡めて、健康保険のほうとかのいろいろなあれもあるんでしょうけど、そんでその中でも阿波市特に徳島県の比率より高いんで、何かというとそれだけ市が、制度運営主体市町村なんで、市のほうの職員の方の負担も多くなるし、対象者の税率も上がってきたりして、大変なことになってます。現場のほう見ますと本当一生懸命やられと思うんですけども、ましてちっさな送った通知書とか、これ見よったら、送った後、行ってもっと説明してあげなって言いたい。現場のほう見よったらもう対応にいっぱい、現実調査員の方も4人やしね。ケアマネさんも、要支援になるとケアマネさん市のほうから派遣せないかんので、そういうふうな部分もかなり大変で、嘱託の人とか。そこでまたトラブルも起こさないように、介護事業のほうも3年の見直し、また5期目が始まりまして、そう

いうサービスの部分ももっとせえじゃない、見よったら大変なんわかるんですけども、まあもうちょっとしてほしいかなと、そういうふうな小まめな対応をとということで、1問目は終わりたいと思います。

2問目に入らせていただきます。

2問目の問いなんですけど、2問目はがらっと変わりました、安心・安全な市道整備計画についてになります。

昨日の質問のほうにもあったように、交通安全対策の道路の歩道部分の話がたくさん出てきました。やっぱりこれ最近大きく、小学生とかそういうふうな交通事故で重大災害、死亡災害、徳島県、地元の阿波市ももちろんショッキングな非常に悲しい事件、事故なんですけども、京都では通学中の後ろの列に突っ込んだとか、そういうことで最近の紙面交通事故がたくさん出まして、皆さんやっぱり道路事情についてかなり敏感に市民の方も考えていると思います。

ここで今回、交通安全は前段の議員の方々出されたんで、私ちょっと違う部分で市道整備計画なんですけども、安全・安心な市道整備計画ということでちょっと違う部分でお聞きしたいんですが、1問目のほうでまず聞きたいのは、緊急避難場所の避難道の整備ですよ。去年ちょっと私も質問させていただいたんですけども、これまた台風シーズン入るんです。もう6月入りまして中になります。4号台風が発生して、消えた、まだこっち来よんかな、4号台風。去年はちなみに9月20、21ですね。台風15号ですね。12も大きかったんですけど、15号です。これ阿波市かなり宮川内のほうが避難指示でしたっけね、1時半でしたか、夜中の、出ました。実際あのときも質問させてもろうて、私どものところからあそこ避難できないですよ、もうつかってしまっただけ。市場のほうの住宅のあたりもそうでしたように、避難できない。その意味も込めて、その当時お願いしとったんです。ちょっとそういう避難道というか、緊急避難道というのは一応市のほうの防災マップ等々でもうたっとなんですが、広い範囲で。私の言う避難道という解釈は、通学路イコール避難道にもなってるんじゃないかなと。避難場所っていうのが大体小学校とか中学校、それから市の施設等々の公民館とか本庁、支所も入るんですけど、その周辺の道路整備をどういうふうに考えているかと。道路整備というか、恐らく私考えるのは、これからの道路って車というか、通行道路だけでなしに、もっと違う部分で、いろんな避難道であり、やっぱり健康にも使えるような、前も質問させていただいて、ウォーキングロードっていうてお願いしたんですけど、市長にもモデル事業どうですかっていうこともさせても

ろうたんですけども、ただもっと安心・安全、優しい道路づくり。特に、今回はこういうふうには台風シーズンも近づいとんで、緊急避難場所に近く、学校周辺とか、そういう部分の避難道の整備を今建設課のほうでどのように考えられとるんか。それと、前にも質問したんですけども、そのときの調査行っていただいたかどうか、ちょっと1問目でお伺いします。

○議長（阿部雅志君） 西村建設部長。

○建設部長（西村賢司君） 森本議員からの一般質問であります安全・安心な市道整備計画について、その中の1点目で、緊急避難場所への避難道の整備についてお答えしたいと思います。

東日本大震災を受けまして、避難道、緊急避難先については今までより安全な避難場所の確保が必要であるとされております。また、避難場所へ逃げるための避難路、これについての整備が大変重要となっております。今後市の防災対策の避難路についての見直しが行われるという予定になっておりますけれども、現在市道の緊急輸送路の指定というのがございます、これは29路線あります。その中に19カ所の橋梁が含まれております。既にこの橋梁につきましては橋梁長寿命化対策といたしまして市が管理する道路橋682橋の橋梁の点検を実施しまして、橋の損傷程度に応じて修繕が必要な185橋の橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしております。本年度よりこの修繕工事の取り組みを始めているところでございます。

しかしながら、この修繕工事では長寿命化ということでございますので大地震等についての揺れに対する橋げたや橋脚などの補強が十分ではございません。あわせて耐震化対策が必要となってまいります。しかし、大きな工事費が必要となることから、緊急輸送路には優先順位をつけまして計画的にこの対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、緊急避難先への輸送路の整備の一つとして、災害時には停電というふうなことも考えられます。そういったときには道路舗装面や防犯灯は役に立ちませんので、今後につきましては太陽電池式の誘導灯など、そういった設置も主要な道路には進めていく必要があるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

（3番森本節弘君「もう一つ、調査は」と呼ぶ）

どの調査ですか。

(3番森本節弘君「市道の調査、やっていただいとったかと」  
と呼ぶ)

台風時の被害調査ですか。

(3番森本節弘君「被害というか、道路の」と呼ぶ)

調査につきましては、防災対策課のほうと連携して今そういった協議を進めてるところでございます。昨年度の台風もありましたんですけれども、そういった点で今後防災対策の見直しというふうなことを考えてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(阿部雅志君) 森本節弘君。

○3番(森本節弘君) 緊急避難道と広い意味でちょっと聞いたんで、防災マップの中の恐らく1級避難道、2級避難道、ずっと指定されとうと思うんですけども、現実はやっぱり皆さん気になるんが、前段出た学校周辺の道路ですよ。恐らくこれイコール私が言う避難道、そこに避難場所なんで、避難道としての道路として機能させていかなきゃだめなんだろうなと。特に、災害時なんか私どもの付近は台風ときはまず出られない、家でももう身を自分で守るといふことになるんですけど、避難指示、勧告が発令されたときはほんま一歩も出られません。引くのも早いんですけども、やっぱり台風だけでないんで、私どもも避難するときは地震、また今回も最近竜巻で大きな被害出ました。ああいうふうな災害もあります。つからないときは行けるんで、つかるとき私出られませんけど、阿波市でもやっぱり今度竜巻とか地震のときでまた避難できない場所もあるんじゃないかなと。

お願ひしたいんは、恐らくそのときも答えてはいただいとんです、防災課と。今回防災課のほうに質疑出してなかったんで調査されたかっていうのはちょっと聞けなかったんですけども、建設課としてのこれから道路整備するに当たってはやはりそこを重点的にいろいろ考えて、去年の災害受けたところを緊急調査をやりながら、すぐまた台風来るといふんでね。特に、私どもの地域はそういう部分で、昨日樫原議員の中で災害ボランティアの方にこの9月20、21日の日には出ていただいた、30人ぐらいダンプ、ユンボ出ていただいて、あれは9月だったんでわらの切りくずがずっといっぱいになってもう水路を埋めて、ここも埋まっちゃうから、やっぱり避難道として使おうとも車も通れない、水引いたんやけど車も通れなかったんです。みんな1日かけて一生懸命やっていただきました。これは市長のほうからもお礼状をいただいて、今年もやっぱりそういうふうにならなきゃいいんですけども、そういうふうな対応も一遍また考えていかないかん時期が来たんじゃないかなと思ひます。



そこで、この避難道についてはそういうふうな部分で整備をお願いしたいということで置かせていただきます。

再問なんですけど、これにひっかけて、庁舎周辺道路の整備について今どのような状況で進んでいるかお聞きしたいです。これは一面ですよ、市長、1ページ開いたときに庁舎すばらしい計画になっとんですけど、これに準じて外周道路ですよ。道路もこれ将来見据えて、ちょっと私が思うんが、歩道つけてないんですけど、裏の道路なんかだとちょっと車道だけで、歩いたり歩道とかできたら自転車とか、ちょっと避難道として、避難道というか、もうここ防災拠点もあるんで、避難道としても使うような道路になってくると思うんですけども、これ見る限りではちょっと今までと同じような無機質な通常の道路っただけでしか見えんのですけども、この整備計画ってどういうふうに今建設課のほうお考えなんかお聞きします。

○議長（阿部雅志君） 西村建設部長。

○建設部長（西村賢司君） それでは、森本議員の一般質問の再問に答えたいと思います。

再問では、庁舎周辺道路の整備計画についてということでご質問ございますので、議員ご存じのように、新庁舎の建設に伴いましてこの建設地の南側には市道奈良坂古田線、東側には市場東部線、北側には古田東西2号線というふうな3つの道路の整備を計画いたしております。その中の2つの路線が交差する新庁舎の予定地の南東部にあります市道交差点は、現在5差路となっております。その東詰めには県道との交差点がある大変見通しの悪い危険な交差点というふうになっとるんですけれども、今回の整備計画におきましてはこの交差点を抜本的に見直し、県道との誤差をできるだけ直角にいたしまして、また西側から進入する市道を北側に上げまして接続させて、交差点との間隔を確保するという事で、現在の5差路から4差路にというふうな交差点に考えております。そして、その県道交差点には県警本部との協議によりまして信号機を設置したいというふうに考えております。

また、新庁舎を外周する、先ほど申しました3つの市道には、庁舎側にそれぞれ歩道が整備することになっております。歩道には随所にLED照明を設置いたしまして、来庁される市民の皆様、それから四国八十八カ所を参拝されるお遍路さんなどの通行の安全、それと安心を確保するようにいたしております。

また、東側の交差点の計画に伴いまして、現在の市道の一部が空地になります。このこ

とから、この部分をポケットパークといったようなことで有効に整備し、景観にも配慮した道路にしたいと考えております。

あわせて、この道路の整備の際にはカラー舗装、またLEDの分離帯、そういった車道との区分分けをいたしまして、安全と景観に配慮した整備を行うというふうにいたしております。

それと、ちょうど庁舎の外周を回りますとちょうど1周が1,200メートルといったような距離になります。この外周を市民の方々が散歩やウォーキングロードとして安全・安心に利用できるように、先ほど議員がご提案いただきましたように、阿波市の市道のモデルとなるような整備を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 森本副市長。

○副市長（森本哲生君） 先ほど森本議員のご質問の中で調査というお話ございまして、建設部長のほうから簡単にご報告、ご答弁させていただいたところでございますけど、若干補足的なことを申し上げさせていただきます。

例えば平成16年の20号台風でしたか、今年の12号、15号というのがあったんですけども、その際に例えば床下浸水、床上浸水したエリア、当然その中には道路も含めましてあるいは居宅、あるいは避難所の関係、あるいは市営住宅等々、いろんなデータが含まれておるかと思えます。そうしたものを地図にプロットいたしまして、重ね合わせますと例えば、ないにこしたことはないんですが、大雨が降りまして冠水被害生じるであろうという危険箇所と申しますか、そういった被害を受ける可能性が高いエリアというのは当然特定されます。そうしたところをデータの旧町単位でできるだけ大きな図面で地図に落としまして、例えば何らかの対応が必要だと判断する際の基礎データにするとか、あるいはその中で各方面、市の行政組織の中で例えば道路についてあるいは市営住宅について等々、具体的にどういった対策を進めていくかという基礎データに使うと。そういった方向で調査を進めておまして、その延長線で例えば地域防災計画であるとか、災害対応マニュアル等々に生かしていくと。そういった方向で今作業を進めておりますので、その点補足的にご説明させていただきました。

以上です。

○議長（阿部雅志君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） よくわかりました。道路なんですけど、今の庁舎付近の道路、前にも市長にお願いして、市長全体的に阿波市全体のイメージを散策道ということで市長にあらわしていただきました。その整備もいろいろ今計画していただいて、散策、それもウォーキングロードにもなるしっていう道なんですけども、今回私あえて緊急場所と避難道ということとひっかけて、やはり庁舎周りの道路を将来の阿波市の、短期間になるかもわからんけど、できるだけ将来的な未来の道路やというたらおかしいんですけども、この間も新聞の中に電気自動車が出てまして、1人乗り、2人乗りの60万円で小型電気自動車っていうのが発売されるような感じです。これ国交省もこういうもんが出だすと通行区分が出てきますんで、国のほうも新たに車両区分で通るところを設けないかんし、現実介護にまた戻るんですけども、電動カーやね、介護の人の高齢者が乗られとう。あの電動カーでどこを实际言うて通ったらいいかって区分がないんですよ。これも今までは事故ない、それもまたこういうのもふえてくるかなと。現実、この間の自転車道なんかでも、歩道は自転車走ったらだめなんで、現実には車道走らなだめなんですけども、歩道と自転車道がごっちゃになってる。やっぱり自転車道通るためには歩道も広げないかんし、藤川議員の昨日の質問じゃないですけど、橋なんかでも構造上無理なところあって、一遍にはだめなんじゃけど、せめてこの阿波市の庁舎付近は英知を使っていただいて、阿波市の独特な道でもいいじゃないですかと思うんですけど、そこで避難道としてLEDでちっさく埋めていただいて、こういう点滅があるところにはこういうふうに避難してくれっていうか、誘導灯みたいなもんとかをうち独自でちょっと考えてみたりね。そういうのをちょっとやって、お金かけんでもいいと思うんですけど、ちょっとそういうふうな部分をお願いしたいなと思います。

今も部長おっしゃられたように、やっぱり外周1, 200メートルありますんで、人間ゆっくり歩いたら大体時間3キロから4キロをウォーキングで歩くらしいです。1キロ半あったらちょっと30分か1時間ぐらいの歩きもできるであろうし、また今おっしゃられたちっさなミニ公園みたいな部分で集うていただけるんもできるし、そういう部分でちょっと新しい発想で外周道路の計画もしていただきたいなと思います。

2点目はそういうことで終わります。

3点目に入ります。

3点目はちょっと広報等々の話ではないんですが、政策監について、特別職の指定について。

今回特別職の指定についてということで、1点目が特別職の指定により政策監が去年23年7月1日から来ていただいております。市長の補佐というか、特定重要施策をされるということで来ていただいております。この1年間通して政策監、私どもちょっと今こういうふうに質問させていただいたり、委員会でいろいろな討論、議論するんですけども、ほぼ市長、副市長というところが主で、政策監が何をなさっとんかっていうのがちょっとなかなかわからない。私は感じるところによると、もともと元総務部長で市全体のほとんどの部分を掌握されたりして、内容わかっておられる方なんで、やっぱり市長のこまごましたことをお手伝いされと思うんですけども、ここ1年でどういったことを補佐できたか。それとあと、これ特別職指定、一応任期はそのあたりで2年になっております。ちょうど中日来ましてあと一年残した中で、今後市長の補佐をどのようにやっていかれるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

というんが、特別職の指定の中に決裁権等がございます。この決裁権ちょっと読ませていただくと、大きく3つ出ているんです。これが私から言わせたら政策監が重点的にやられることじゃないかなと思って私は感じておるんです。それはこの決裁権の中に1つが、庁舎建設にかかわる事項。2つ目が一部事務組合、それと広域連合に関する事項。そして、3項目めが市長が特に必要と認める、これですね。これは決裁権、政策監に対して市長がする決裁権を政策監に經由して決裁してもらうような文面にもなってますんで、これが重要施策だと思うんですが、実際の私感ずるところ、この1年間ちょっとそういう部分での政策監のお顔が見えなかったんで、そういう部分も含めてどういうふうなお仕事したか、補佐っていう部分でできてきたかっていうことをお尋ねします。

○議長（阿部雅志君） 藤井政策監。

○政策監（藤井正助君） 森本議員の一般質問に答弁させていただきます。

私は昨年（平成27年）の第2回の阿波市議会定例会におきまして阿波市特別職指定条例が可決され、施行されました。それに伴いまして、7月1日より政策監を拝命いたしました。議員ご質問の趣旨は、今月末で就任してちょうど1年が経過するが、その間どのような理念で阿波市の事務事業に携わり、どのような実績効果を上げてきたか、また今後市長を補佐するに当たってどのような考えで臨んでいくのかということであろうかと思っておりますので、あわせて答弁をさせていただきます。

まず最初に、どのような重点施策を補佐できたかについてでございますけれども、まず市長が指定する直轄の特定重要施策について市長を補佐するのが政策監の基本的な役割で

ある、このように考えております。昨年阿波市は合併後7年目を迎えました。また、明治時代より約百数十年間続きました中央集権時代から地域主権時代を迎えたことによりまして、市長のトップマネジメントと申しますか、市政の最高責任者として、また市政の基本方針の決定者としての重要性が以前よりも著しく増してまいりました。市民との意思の疎通を図ることや市民ニーズの収集分析、大型プロジェクト推進事業に向けまして、副市長、教育長の指導、助言をいただきながら職務に遂行してまいりました。

議員ご承知のとおり、平成11年に公布されました地方分権一括法により改正されました旧合併特例法のもと、全国で市町村合併が特に推進されたのは平成16年度から平成18年度にかけてでございます。平成14年度当初で全国で3,218団体ございました市町村が、今年の4月1日には47%減少してまして、1,719団体となっております。そんな状況下、森本議員もたびたび一般質問の中でご提言をいただき、よくご存じのとおり、阿波市には合併年度を含めた11年間、国、県等からのさまざまな合併に係る財政支援がございます。これは現在でございます。この6月7日に総務委員会、それから6月8日に衆議院本会議で可決されておりますので、この国会で成立すれば5年間が新たに延長になりまして、16年間合併特例債が活用できるということになってまいります。合併による財政支援がある一定の期間に将来の阿波市のまちづくりの基盤整備をスピード感を持って効率的に展開していくことが、現在でなく数十年後の本市にとっても非常に重要でございます、不可欠であると考えております。

私の市長が指定する重要施策の推進に対する基本的な考え方を申し上げますと、まず取り組みの目標を明確にすることによって事業推進の目的、目指すべき方向を確定させること。次に、施策推進上の目標によりその実現に向けて年度計画を確立しまして、計画的な事業推進を図るとともに、国、県の動向に注視しながら国、県の補助金や後年度に交付税措置のある合併特例債、補正予算債等々の有効活用によりまして、事業推進に不可欠ないわゆる特定財源の確保に万全を期すことが重要である、このように考えております。その結果、一般財源の充当額を抑制することができまして、持続性のある財政構造の構築につながり、長期的な市政運営に影響を与えないことになると考えております。そして最後に、事業の成果を減少することで事業完了後の市民の利便性の向上及び活用効果等に寄与できるものと考えております。

今後とも重点施策の展開は当然のことながら、市議会はもとより市民への事業目的、内容等の説明責任をしっかりと果たしていくこと、また庁内部局の連携はもとより、さらなる

職員の政策立案及び遂行能力の向上が重要であります。また、阿波市が基礎自治体としてその役割を果たすには、施策推進に伴い市長が常日ごろ申しております一石三鳥、四鳥、五鳥の事業効果を目指すことが重大である、このように考えております。

次に、具体的な重点施策事業の内容についてでございますけれども、今回土地の取得議案を提出しております。庁舎建設及び交流防災拠点施設整備事業、学校給食センター建設事業、また仮園舎の工事費等を予算計上しております。幼・保連携施設整備事業がございます。

まず、庁舎建設及び交流防災拠点施設につきましては、かねてからの阿波市の重点事業でございます。市民サービスの向上と行財政改革の推進、防災拠点の形成、中心拠点を持つまちづくりのための事業展開をいたしております。今定例会に議案第44号として土地の取得で審議をお願いしておりますとおり、地権者の方々のご理解によりおおむね仮契約を締結しております。当初の予定どおり、平成24年度中に実施設計を終えまして、平成25年度、26年度で工事を施工しまして、平成27年度供用開始に向け着実に事業推進しているところでございます。当然のことながら、平成27年度供用開始としておりますけれども、新庁舎建設事業の目的でございます市民サービスの向上と行財政改革の推進という観点から、一日も早い供用開始を目指しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校給食センター建設事業につきましては、現在一部事務組合を含む3カ所で運営している学校等の給食センターを1つに統合することによりまして、市内の学童等に同じ給食サービスを提供するとともに、単なる学校給食センターではなく、食材への地産地消、食育の導入を見据えた計画づくりを検討しております。庁舎建設事業と同様、今定例会の議案第45号で土地の取得についての審議をお願いしたとおり、すべての地権者の方と仮契約を締結しております。今後は平成24年度中に実施設計を終えまして、平成25年度のなるべく早い時期に工事発注を行い、26年度に一部供用を予定しております。

次に、八幡幼・保連携施設整備事業でございます。

市内の小学校に保育所が2施設ある市場町八幡地区、吉野町一条地区において、施設を統合することによりまして合併特例債の活用が可能となりました。国のこども園構想も念頭に置いた就学前の切れ目ない子育て支援をするため、八幡地区におきましては平成24年度に基本実施設計、平成25年度中の竣工、平成26年度からの開園を目指しております。なお、吉野一条地区につきましては、平成25年度に基本実施設計、26年度に工事

施工、27年度に開園を目指しております。

次に、一部事務組合等についてでございます。

一部事務組合、広域連合とは、複数の市町が行政サービスの一部を共同で行うことによりまして、行政事務事業の効率化が図られ、コスト削減にも寄与するとされております。しかし、財政健全化法の改正後、一部事務組合等の財源が構成市町村の一般財源ということ踏まえまして、従前より一部事務組合等の運営について注目されるようになりました。このことを踏まえまして、野崎市長が担当課長、担当者で構成する担当課長会、また副市長、担当部長等で構成する幹事会をそれぞれ立ち上げ、協議の機会を増大させました。このことによりまして、幹事会等のあらゆる機会を通じて中央広域環境施設組合、徳島中央広域連合、阿北特別養護老人ホーム、阿北環境整備組合、阿北火葬場組合、板野郡西部学校給食組合のそれぞれの運営施設の老朽化に伴う施設整備等に本市の第2次阿波市行財政改革大綱の理念を取り入れているところでございます。

最後に、今後につきましては、現在までの市町を補佐する考え方を継続するとともに、本市の重点施策である行財政改革のシンボルである新庁舎の供用開始後に現在ある各公共施設、土地、建物を含みますけども、の統廃合を含めた有効活用を図ることで、不要となった公共用地等の売却が実行できますよう、精度の高い計画を各部局と連携して作成していくことが大変重要ではないか、このように考えております。

私はこのとおりに本当に浅学非才でございますけども、阿波市のために今後一生懸命頑張っていきたいと考えておりますので、議員各位のご指導及びご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） これで終わりたいと思います。

1年間、前の総務部長のときはしょっちゅう前に出て答弁いただいたんですが、中身はよくわかりました。何を私は主に聞きたいかという、褒め言葉になるか、うちの市長ね、野崎市長、ほんまに朝から晩まで庁舎で、ほとんどの隅から隅が把握して、ほとんどの部分を市長が決裁、これ決裁権は市長なんですけども、一番上部は、何せ細かいところまでよく。その中で、地方自治法の中でもやっぱり市長、副市長、前は助役やね、今会計管理者になりました。あと、三役、四役と言えど教育長、ここにはかなりの決裁権があるはず。これ地方自治法の中でもうたわれた決裁権が出てきます。ここで、私ども特別に

市長の気持ちの中で熱い気持ち、市長は恐らく私は庁舎建設であったんだろうと、政策監を起用したのは、これが主ではなかったのかなと私は思ってるんです。そういうときの答弁等々もやはりもっと政策監の中で答えていただける部分が今まで欲しかったし、これからも大きく庁舎の部分というのは、それはデリケートで難しい部分なんで、やっぱり市長でないといえぬところがあつたと思ふんですけれども、やはりそれだけ、要するに記載規定で言う代決ですよ、市長の代決をできるぐらいの政策監の仕事の部分を發揮してほしいなというように思つたんです。今も熱い気持ちお聞きしましたんで、あともう一年まだまだたくさんいろいろな問題も残つてます。ほんで、市長、体悪うなるんちゃうんかなぐらいよく頑張られておられますんで、どうか副市長と政策監、3本矢で、これから残り任期市長1年ございます。一緒に議会ともども阿波市の方向づけを頑張つていただきたいと思ふますので、よろしくお願ひします。

今回の質問はこれで終わります。

○議長（阿部雅志君） これで3番森本節弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（阿部雅志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番樫原伸君の一般質問を許可いたします。

樫原伸君。

○1番（樫原 伸君） おはようございます。1番、阿波清風会樫原伸です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

通告しております農業振興、教育行政、子育て支援策の順に質問をさせていただきます。

農業経営者の高齢化により農業の将来に明るい展望がない、このように農村の雰囲気は概して暗いというのが今の我が国の現状ではないかと思ふます。先進国の中で食料自給率が最低の我が国が、これまで以上に農村を疲弊させることになれば、農山村だけでなく我が国そのものの存立が危惧されると言つても過言ではありません。政府が我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針を決定し、今後の農林水産施策の方向や展開を明確にいたしました。それはこの24年度予算にもはっきりと打ち出され、土地利用型農業を中心とした人と農地の問題解決に向け、1つは青年就農交付金、2つ目は農地集積対策といつ



た予算が組まれております。特に、この青年就農交付金は、青年の新規就農と就農後の定着を支援するため、就農前の研修期間と就農直後の所得を確保するための給付金として年間何と150万円が交付されるというものです。一部ではばらまきともやゆされていますが、この制度は青年農業者の育成、確保に大きな期待が寄せられ、阿波市でもこの制度を活用して5人までの予算を計上しております。45歳未満の農業に意欲のある者というのが基本となっているようですが応募者は多数あると思いますので、阿波市はどのように選考されるのかお伺いします。

そして2点目は、農地集積化としての農業法人化の推進であります。

農業は家族経営が主体であるだけに、規模拡大が進まない、進みにくい、いわゆる障害となっております。さらに、一人一人が社長であるがゆえ、各農家が競って農機具を買いそろえ、繁忙期は競って仕事をすると。農家各戸が高額な機械投資を必要とする農業経営の課題であり、若者に農業が好かれない原因でもあります。こうしたことから、経営の合理化を目指し、同じ理念を持ち合わせた数戸の農家が集まって農業法人をつくるならば、規模拡大も容易であり、勤め人感覚で農作業が行えるため、農業も見直されるのではないのでしょうか。阿波市、JA、農業者が三位一体となって農業法人化を進めることについて、阿波市の考えをお聞きします。

そして3点目、農業地の保全の中の有害鳥獣被害対策についてお聞きします。

中山間地域を持つ阿波市では、鳥獣被害は深刻さを増しております。この農産物の鳥獣被害対策をめぐっては国では狩猟人口増への規制緩和を目指す自民党と、市町村への支援強化に軸足を置く民主党とが激しいつばぜり合いを演じており、それだけ深刻で農業振興における課題となっていることがうかがい知れますが、与・野党のメンツでなく、対策の実効性に主観を置いて議論してもらいたいものであります。

それはさておきまして、2010年度の野生鳥獣による農作物被害金額が約239億円。ここ何年かは200億円前後で推移してきたものが一気にふえたことが非常に気になります。2010年度が猛暑ということで、生息地のえさが不足して田畑に侵入したためと見られておりますが、野生動物が基本的になぜこれほどまでに里におりてくるのか。山林などの生息環境、生態を調査する必要があるのではないのでしょうか。そこで得られた結果を踏まえて対策を講じるべきと考えます。

これまで2度阿波市における鳥獣害対策の取り組みを質問しましたが、その対策は防護さくや捕獲といった対症療法が中心の答弁でした。短期的な対策はこれまで以上に予算化

して取り組んでもらい、それに加えて中期的な対策実施に向けて、被害が近年大きくふえた要因の究明が大切かと考えます。阿波市一円の生態調査を行い、野生獣の個体数がふえていないか、また野生動物の行動調査、えさの状況などのデータ収集をしてはどうでしょうか。同時に、阿波市の被害状況が約400万円とお聞きしましたが、これは被害のあった現地からの報告をもとに職員が聞き取りをして調査ベースに載せているものでございます。いま一度阿波市の被害について調査の専任者を確保してより現実に近い被害状況を掌握し、現実を直視して被害状況の詳しいデータ収集や生態調査資料を整備して、中期的な対策を構築してもらいたいと思いますが、このような取り組みについての所見をお聞かせください。

○議長（阿部雅志君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 1番檜原議員の一般質問にお答えをいたします。

お答えに入る前に、まず議員のお手元に国が平成24年度今年度から新しく始めました制度、人・農地プラン新規就農・農地集積についてのパンフレットを配付させていただきましたので、また参考にしていただきたいと思っております。

それでは、一般質問の答弁とさせていただきます。

まず、阿波市農業振興について、1点目、青年就農給付金制度の選考基準はどのようになっているのかというご質問でございます。

現在、農業情勢につきましては、農業従事者の高齢化、また担い手不足、耕作の放棄地の増加など、大変厳しい状況下にあります。国はこれらを打開し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着による農業の再生と活性化を図るため、平成24年度から青年就農給付金を支給する事業を開始をいたしております。

まず、準備型といたしまして、県立農業大学校や農業研修を受ける方を対象に、就農前の2年を限度に徳島県が窓口となって事業を進めます。また、経営開始型は、経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、5年を限度として全国の市町村が窓口となって事業を進めるものであります。給付額につきましてはどちらも年間150万円で、予算についてはすべて国の予算の範囲内で支給となっております。

ご質問のあった選考基準についてでございますけれども、市町村が窓口となります経営開始型の場合、制度にはさまざまな要件がございます。単に農業を始めたからといって給付がされるものではございません。まず、給付者として個人等が備えるべき要件としては、これから申し上げる次のすべてを満たす必要がございます。

まず、平成20年4月以降に独立、自営就農した方でございます。次に、独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を持っている方でございます。さらに、申請書となる経営開始計画に即し、主体的に農業経営を行い、農地の所有権等を給付対象者が有し、給付対象者の所有と親族からの貸借が主であることとなっております。それと、主要な機械、施設を給付対象者が所有または借りていること。そして、生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷、また取引すること。さらには、給付対象者の農産物等の売り上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。さらには、経営開始計画は独立・自営就農する5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。また、生活保護と生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないことなどとなっております。また、この給付を申請する者が属する地域において、中核的な担い手として人・農地プランに位置づけられることが確実であること等が必要であります。

一度給付対象者となっても当初の該当すべき要件を満たさなくなった場合、また農業経営を中止あるいは休止した場合、さらには定められた就農状況等の報告を行わなかった場合、さらに給付金を除く本人の前年の所得の合計が250万円以上となった場合、そして経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合には給付の停止となります。

さて、もしこの青年給付金事業について阿波市への申請者が希望を上回った場合、市としてどうするかというふうなことについてお答えをさせていただきます。

現在、広報6月号やACNで広く周知し、申請を受け付け中でございます。昨日までに20名程度の方からお問い合わせをいただきました。説明を聞いてやめるという方もございますけれども、申請用紙の様式をお渡しした方もございます。受け付けにつきましては、この6月25日までとなっておりますので、まだ申請書となる経営計画書を提出された方は数名というふうな状況でございます。今後締め切りを過ぎると書類審査と面接を行います。その結果を待って、仮称でございますけれども、人・農地プラン経営審査会というふうな会を設定し、その会議の議決を経て対象となるべき方を決定していきたいというふうに考えております。

本市には阿波市農業振興計画の推進を図るため、農協、農業委員会、農業後継者、県の支援センターなどにより構成された阿波市農業振興計画重点プロジェクト推進会議というのがございますので、この内部といいますか、下部組織的なものとして国の定めにより女

性を3割以上含む組織を編成し、この会において申請者の優先順位的なものを決定したいというふうに考えております。

最終の給付対象となる人数につきましては、国の予算に基づき県が市町村へ割り当てる予算により本市の人数が決定をされます。そのときまで本市の該当者数は確定しないというふうなことになります。それで、本市における当初の予算につきましては5名分というふうなことで予算を組んでおりますけれども、これは制度の大枠が発表された時点で予算計上したもので、人数が確定した額ではございません。これについては必要に応じて補正をしていくということにもなります。最終的に、該当しますと150万円の給付はまず前期分として2分の1に当たる75万円が国から9月中旬に市町村へ入金されますので、これを待ってお支払するというふうな運びになります。

それで、審査会は毎年実施し、その予算の範囲内でそれぞれの方の諸条件を再審査し、決定するというふうな状況になろうかと思っております。

この項については以上の答弁とさせていただきます。

続きまして、2点目でございます、農業の法人化についてのご説明でございます。

農業法人とは、稲作のような土地利用型農業を初め、施設園芸、畜産など農業を含む法人の総称でございます。タイプとして2つございます。会社法人と農事組合法人に区別がされます。また、農地の権利取得の有無により農業生産法人と一般農業法人にも区別がされます。

農業センサスの統計資料によりますと、県内には農事組合法人が27団体、会社法人につきましては157団体が今活動中です。このうち阿波市内には農事組合法人が2団体、会社法人につきましては20団体が今活動中となっております。

それで、現在の厳しい農業情勢を打開するためには、人材の育成、コストの削減、農地の有効利用などを図っていかなければならないと考えております。これまでの日本を支えてきた個人的な小規模な農業ではなかなか対応が難しいんじゃないかというふうにも考えます。今後の地域農業を再生、活性化するための手段として、また農業者の生活改善に向けた取り組みとして、法人化は有効な手段であると考えております。

法人化によりますメリットを幾つか紹介しますと、まず経営上では、経営管理能力の向上、また对外信用力の向上、人材の確保、育成が図られることなどがございます。制度上では、税制面での優遇、また社会保障もございます。また、制度資金面では、スーパーL資金などの融資限度額が大きくなり、農業投資がしやすくなるのではないかというふうに

考えております。国、県においては、法人化への取り組みに向けた支援策も行っております。

それで、阿波市においてですけれども、阿波市は阿波市農業振興計画の方針に基づきまして、昨年からは開始した活力ある阿波市農業振興事業において、この必要性を踏まえながら農業法人組織促進支援事業及び農業法人促進支援事業を実施いたしております。昨年は両事業ともに1件ずつの支援を行いました。本年度も同様の事業を計画をいたしております。JA、関係団体などとも連携を図りながら、制度の啓発、また法人化に向けた取り組みを今後も支援してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目のご質問でございます。

鳥獣害の中・長期対策というふうなご質問でありますけれども、鳥獣被害の対策でございますが、阿波市の対策といたしましては、市内の猟友会に有害鳥獣駆除を委託をしております、わなや銃器による捕獲を実施しておるところでございます。また、被害の相談があった住民に対しましては、自衛策としてロケット花火を提供するなどして威嚇による追い払い、また地域や耕作者によるトタン、ワイヤーメッシュ、電気さく等を設置して被害の予防をしているところでございます。

このように、現状では対症療法的な対策を講じているところではございますが、昨年度からは徳島県が鳥獣被害対策集落調査モデル事業として県内の中山間地域を対象としたアンケート調査や点検調査を実施し、シカやイノシシ、猿などの被害の実態調査を始めているところでございます。また、今年度からは鳥獣被害防止対策整備事業として、県下全域におきまして鳥獣被害の調査や耕作者への防除意識を高めるための啓発活動、鳥獣対策指導員の養成研修など、鳥獣被害の防止に向け総合的な取り組みを行っております。

鳥獣による被害は阿波市だけでなく広域にまたがっていることもあります。また、鳥獣の生態を把握し、その実態に応じた対策を講じるためには専門的な知識も必要となることから、阿波市といたしましては県の指導や協力を仰ぎながら、また近隣市町とも連携し、今後被害の防止に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 檜原伸君。

○1番（檜原 伸君） ただいま答弁いただきまして、ちょっと順番が逆になりますけれども、農業法人化に向けてここ阿波市では今お答えのように農事組合法人が2団体で、会社法人が20団体、これが活動中だそうなんですけれども、阿波市農業振興計画書にあります農業

法人組織促進支援事業の中で、法人の立ち上げ、会社とか法人の立ち上げの費用を市単で支援しているとのことですが、会社っていいですか、法人の立ち上げには事務経費以外に登記費用数十万円かかりますので、もう少し財政面の支援を手厚くしてもらいたいと思います。

鳥獣害の中期的対策では、昨年の阿波市農業振興計画書は数年かけて阿波市の農業の現状をまとめ上げて、その資料、データをもとに10年後の阿波市農業の目標に向けた施策をまとめ上げたもので、この手法といいですか、このことは野崎市長も手法にヒントを得て今回提案をさせていただきました。資料重視の発想というのは県においても同様のようで、昨年鳥獣害被害対策集落調査モデル事業を立ち上げて、今年度からは鳥獣被害防止対策整備事業として県下全域の点検調査や実態調査を行い、その実態に応じた対策を講じていくようでありますので、県と連携を密にして最大効果を上げる実効策を策定してもらいたいと思います。

そして、青年就農交付金について、これは再質問させていただきます。

準備型と経営開始型があり、認可には先ほど答弁ありました6項目ほどの要件を満たさなければならない、こういう縛りがあるようですが、この制度はこれまでにない新たな制度で、青年農業者の育成確保に向けて積極的に活用したいものですが、新規就農の場合、離農した時点で打ち切りとなっております。準備型では、研修終了後1年以内に就農しなかった場合、または給付期間の1.5倍就農を継続しなかった場合は、さかのぼって研修期間の給付金を返還となっております。全員が農業担い手として阿波市の農業を牽引してくれればいいのですが、仮に新規就農者が一身上の都合で離農した場合、血税ということで返還という厳しい縛りを設けておりますので、準備型の場合は、新規就農者が離農した場合、返還を必要とする考えはありませんか。再度お聞きいたします。

○議長（阿部雅志君） 田村経済産業部長。

○産業経済部長（田村 豊君） それでは、樫原議員の再問にお答えをいたします。返還制度についての市の考え方というふうなことだと思います。

返還については、国の制度や県の要綱では虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額が返還というふうなこと、さきの給付金の給付停止となった時点で既に給付した給付金の対象期間中である場合は残りの対象期間の月数分の給付金を月単位で返還をいただくと返還義務を定めております。返還免除については、病気や災害等やむを得ない事情に該当する場合は返還免除が申請できると定められています。

この制度につきましては、国において制度化されたもので、県や市町村がそれぞれその基準に従って現在推進をいたしております。本市においてもこの制度に従って現在事務を進めておりますので、国や県の基準にない、また本市が独自に返還を求めるような特別な措置については設けるといふような予定は現在考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 樫原伸君。

○1番（樫原伸君） 今、国、県の基準にないものはできないという答弁でしたが、私は150万円の所得補償があるというような甘い考えを捨てて、応募してもらうためにも所期の目的が達成されない場合、阿波市としては給付金の返還を求めるぐらいの厳しい姿勢が必要じゃないかなということでお聞きをいたしました。

次に、教育関係についてお聞きします。

私は、今年度から文教厚生常任委員に選出され、その責任の重大さを痛感しているところであります。そこで、阿波市の教育行政について質問いたします。

今、市長と教育行政の立ち位置に関しては、大阪維新の会が提案した教育行政基本条例案が発端となり、全国的な問題に発展しそうな様相であります。確かに教育委員は市民から審判を受けた市長が学識者や保護者から見識豊かな人を選任し、議会が承認して任命していますので、そのところで民意が反映されていると解釈されているようですが、予算権の行使は市長で、教育委員会は中立性を確保された中で教育活動を行っているとなれば、責任と権限がどうもあいまいに思えてなりません。阿波市においても市長は阿波未来プランの「人が輝くまちづくり」の中で学校教育の充実を掲げ、学校施設の整備と生きる力を身につけさせる教育活動を推進すると教育ビジョンを明確にされております。

そこでまず最初に、教員の人事や評価、教育財産の管理など幅広い教育行政に対して、市長と教育委員会との役割分担についてお聞きします。

次に、大阪府議会が可決した教育基本条例案は、教育目標を設定し、その目標が達成されない場合は教育委員を罷免とまで盛り込んでおり、これは行き過ぎの感が否めず、教育の中立性、独立性は確保されるべきと思いますが、果たして阿波市においては教育委員会の役割や活動は市民、保護者に理解されているのか、民意が教育に反映されているのか、この点に関しまして教育委員会の公開、情報開示の取り組み状況とあわせて説明をお願いしたいと思います。

次に、学校給食に関してお聞きします。

これまで阿波町の小・中学校は阿波町給食センター、市場町の小・中学校は市場町給食センターにて、ともに直営方式で給食業務を行ってきました。一方、土成町、吉野町の小・中学校の給食は、お隣の上板町にあります板野郡西部学校給食組合において運営されてきました。当然1人当たりの給食負担額は同額ですが、板野郡西部学校給食組合は建築後42年経過しており、安全で安心な給食とは言えないとの苦情もあり、また阿波町、市場町給食センターもともに建築後約20年が経過し、老朽化が進んでいることから、最新鋭のドライ方式を取り入れた共同施設を建設、市内全小・中学校の給食を統一して食育、地産地消などを配慮した授業をスタートいたします。合併特例債10億円を活用して、昨日の説明では26年の秋には供用開始と。このようにハード面のタイムスケジュールが明確ではありますが、ソフト面の取り組みが見えてきません。学校給食に阿波市らしさを出すための重要案件を協議する阿波市学校給食協議会、これは私が勝手に名前をつけましたけども、仮称ですが、この協議会の設立状況、そしてその協議会の中で当然協議される食材について、米、野菜、果樹、花卉、畜産、これは食材の宝庫であります農業立市阿波市においては地産地消率を金額ベースで、品目ベースでも結構ですが、どのくらい高いレベルで考えているのか、お答えください。

次に、新学習指導要領の実施に伴い、今年度から中学校で武道が必修になりました。教育の基本は知・徳・体の調和であり、体力強化、また武道の基本である礼儀作法が習得できるこの必修化には大賛成であります。ただ柔道には事故がつきもので、日本スポーツセンターの調査結果によりますと過去28年間で中学、高校内で114人の死亡事故、また障害が残った事故は275人に上るそうです。阿波市では4校の武道必修化にどのように取り組んでいるのか、安全性の確保、指導上の配慮についてお聞きします。

質問をつくり過ぎて今反省しておりますけども、最後、外国語活動における小中連携についてお聞きします。

昨年から新学習指導要領が実施されて、外国語活動が導入されました。小学校5年、6年生で週1時間、年間35時間ですけども、この活動で言語や文化に対して体験的に理解を深めるとか積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する、また音声や基本的な表現になれ親しませることを目標に掲げております。

国際社会に対応するこうした取り組みは大いに期待がもたれ、私も阿波市ではどのように取り組むのか、実施に向けて指導員が整っていますかと、こういったことを22年12月代表質問でお聞きしました。阿波市では既に1年生から6年生まで週1時間を英語講



師、学級担任で指導して7年目を迎えて、94%の児童が英語は楽しいと答えている旨のご答弁を教育長からいただき、今そのことを思い出しております。外国語活動が実施されて1年、この阿波市でも小学校課程での所期の目的、外国語になれ親しむといったことは達成できていると思いますが、次の中学校では英語という教科として勉強していかねばなりません。教育長もそのとき中学校英語教育と十分連携をとりながら、さらなる充実を図っていきたいと発言をされました。中学校での英語カリキュラムを見据えた外国語活動における小中連携に向けた取り組みについてお聞きいたします。

○議長（阿部雅志君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 樫原議員の一般質問にお答えします。

教育行政について、市長と教育委員会との役割分担についてご答弁させていただきます。

教育委員会は、地方自治法第180条の5に規定されている執行機関として、地方公共団体に置かなければならない委員会の一つで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて定められています。教育委員会は、議会の同意を得て首長により任命された教育委員による合議制で、教育行政を担っています。委員のうちから互選で選ばれた委員長が教育委員会の意思決定の場である会議を主催し、教育委員会を代表します。また、委員長以外の委員の中から教育長が選出され、この教育長の統括のもとに事務の処理を行う組織として事務局が置かれています。教育委員会は、地方公共団体の長から独立して設置されていますが、これは教育行政の政治的な中立や継続的で安定性のある施策の実施、住民の意向の反映などを目的とするためです。

このように、教育委員会は教育の担い手として首長から独立した行政委員会としてその責任を負っていますが、教育に関する事務は教育委員会の中だけで完結するものではありません。首長は教育関係の予算編成や執行の権限を持つことから教育行政に責任を負っているところであり、首長と教育委員会との連携を抜きにして教育行政を進めていくことはできません。地方教育行政を適正に執行していくためには、教育委員会だけではなく、委員を選任する市長、また任命に当たり同意を求める議会との連携も重要であり、地方公共団体が一体となった取り組みが求められるところであります。

次に、2番目の教育委員会の公開と情報開示への取り組み状況についてお答えします。

教育委員会は、地方公共団体の長から独立して置かれる合議制の執行機関であるため、その意思決定は教育委員会の会議の議決を通じて行われます。会議は毎月定例会、臨時会

を開催し、規則の制定、教育委員会職員や教職員の人事、学校の施設整備に関する決定などを行います。教育委員会の設置や組織について定められた法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第6項には、教育委員会の会議は公開するとあり、阿波市教育委員会の会議や議事の運営に関し定めた阿波市教育委員会会議規則第17条においても同様に規定されております。一部人事に関する事件などについて、出席議員の3分の2以上の多数で議決した場合には非公開となることはありますが、その他の議事につきましては原則委員長の許可を得た方は会議を傍聴することが可能です。会議の開催が決定した際には、あらかじめ告示をすることになっておりますので、市内4カ所の掲示板により1週間前をめぐりに開催場所や日時、会議すべき事件などについて告示をしております。また、会議の内容につきましては、質問や討議をした者の氏名やその要旨をまとめた会議録を作成しております。この会議の開催日時の広報や会議録の公開につきましては、今後インターネットを利用し、ホームページ上での公開なども検討しなければならないと考えています。教育委員会会議は教育の基本方針を決定する重要な意思決定の場であり、その過程は開かれたものでなければなりません。今後ともこのことを十分に認識し、適切な教育委員会会議を運営してまいりたいと存じます。

続きまして、3番目の学校給食におけるソフト面の取り組み、地産地消率の目標についてお答えします。

本年度当初予算におきまして358万3,000円の予算をいただいております。主に学校給食地産地消推進計画の策定業務であります。推進計画の策定につきましては、関係各課、特に農業振興課と連携し、農作物生産関係者や学校給食関係者等で構成する協議会を設置して、学校給食地産地消推進計画の策定を行い、学校給食における地産地消を推進することにより、阿波市の農業振興を図るとともに、年間を通じて阿波市内の新鮮な農作物を子供たちに提供いたします。学校給食センターの食材確保につきましては、供用開始前に調達ルートなどの体制を整備しておきたいと考えております。地産地消率の目標につきましては、先ほどご説明いたしました協議会の中で食材の生産や流通確保の状況をかんがみ、農作物生産関係者など有識者の意見をいただきながら目標を設定し、農業立市阿波市としてさらなる地産地消率の増加を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 榎原議員の第4番目、5番目につきましてご答弁いたします。

第4番目は中学校の武道必修化にどのように取り組んでいくのかと、こういうご質問でした。

議員も先ほど申されましたように、本年度24年度から中学校に武道の必修化が入りました。これは子供の体力低下などを受けて教育基本法、その中の学習指導要領で位置づけられておりまして、中学校1年と2年の体育保健科における武道、武道にはいろいろあるわけなんですけれども、柔道、剣道、相撲等、どれを選ばれてもいいわけなんですけれども、国の教育振興計画では我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を支援することがうたわれています。先ほど言いましたように、その選定はそれぞれの学校に任されています。

そこで、阿波市におきましては4中学校のうち吉野中学校が柔道を選定いたしております。あと3中学校は剣道であります。先ほど議員からご指摘ありました特に柔道について、大変危険であるのではないかとということでございますが、吉野中学校では本格的な実施に当たり、まだ実施はしておりません、2学期からなんですけれども、外部講師を招いて研修や県教育委員会からいろいろとご指導いただきながら、体育主任等が積極的に研修に参加し、安全な指導ができるように努めておるところでございます。

また、指導に当たっては複数の指導者の体制をとりたいということでございます。また、安全のために一人一人の生徒から目を離さない指導、学年や個人差に応じた指導、基礎基本の技ですかね、これも限定して特に重視したいのは礼儀を重視して指導していきたいということでございます。

次に、あとの3中学校におかれましては剣道を選んでおります。安全性の確保のために準備運動の徹底とか剣道具の点検や手入れ、定期的な防具の消毒などを行い、指導上十分配慮していきたい。特に、剣道の歴史、礼儀作法や相手を尊重する態度などを学ばせたい、基本動作を身につけさせる、そして習熟技能の程度に合わせた練習もさせていきたいということでございます。全体として安全面には最大の配慮をしていきたいというふうに考えております。

以上が武道の必修化に関係することです。

次に、小学校の外国語、本市は外国語を英語というふうに定めております、外国語活動における小中の連携の取り組みはどうなのかということでございます。

本市は、小学校英語活動は7年目を迎えております。小学校1年生から6年生までの全学年における英語活動は、本市の特色ある教育活動の一つでございます。この英語活動の

目的は、先ほど議員からもお話がありましたように、外国の言語や文化への理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養うことでもあります。

本市では6人の日本人英語講師を雇用していただいております。その6人のうち5人は2校ずつの兼務で小学校に配置し、1人は中学校に配置いたしております。その中学校に配置した英語講師は、昨年小学校で指導した子供が中学校に入学した中学校に配置しております。ですから、その中学校に配置した英語講師は中学校の英語教諭とともにTTという形で1年生の英語の授業に入っております。ということは、1年前に指導した子供たちが中学校1年でどういうふうな活動をしておるかがよくわかるということでございます。そういったことで、その研究ということで、試行なんですけども、その研究した内容は毎月英語講師を含め英語担当の者が研修会を開いております。その研修会の場で中学校のあり方、そしてまた小学校で指導してきた子供たちはどういうふうに活動しておるかを報告しながら、小中の連携を深めているところでございます。

また、阿波市ではこれも多分県下でも例がないと思いますが、1年生から6年生までの英語活動のカリキュラムをきちんと決めておまして、その連携の研修会のときには常にそれをチェックしながらこういう方向でいいかどうかを検討しているところでございます。

また、今年度から県下で初めてできた小学校外国語専科教員、これは県内では2名なんですけれども、そのうちの1名を本市に配属していただいております。小学校教員の指導、そしてまた中学校英語教員との連携、調整に当たるなど、小学校英語活動担当者、中学校英語担当者と参加する会でいろいろと指導をしていただいております。

本市の英語教育小中連携は、子供たちにとって小学校の学びと中学校の学びがスムーズにつながることを目的としています。さらに、小・中学校の指導者がお互いの授業を見学したり、意見交換をしたりすることで、小中の学習内容を深く理解し、ともに子供を育てる教育を目指しております。最近よく言われております中1ギャップが言われておりますけれども、阿波市では外国語活動を中心にして各分野、他の教科にもそういった小中連携を推進していきたいというふうには考えております。小・中学校の学習がスムーズにつながり、子供たちが安心して学校生活を送れるように、さらに小中連携を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部雅志君） 檜原伸君。

○1番（檜原伸君） 5点質問したものですからまとめるだけでも大変なんですけども、まず1点目の市長と教育委員会との役割分担ですが、阿波市では連携を図りながら市長の創意工夫といいますか、意思を反映されているとの答弁がよくわかりました。ただ、現行の教育委員会制度では市長の意向が反映されにくいという指摘もありますので、阿波市では野崎市長との意向がうまく反映されているという点を一般市民にもわかるように説明をお願いいたしたいと思います。

2点目の教育委員会の公開については、教職員の評価など難しい問題はあるかと思いますが、阿波市では会議は原則公開されており、議事録のホームページ上での公開も検討されているということです。さらなる民意が反映される教育委員会の方向を目指していただきたいと思います。

3点目の学校給食における地産地消、この点供用開始が26年秋と決まったのですから、一日も早く委員を選任し、協議会を立ち上げていただきたい。供用開始まで2年以上あるというのではなく、2年しかありません。食材のほとんどが単年作となっております。安全・安心のために試験栽培も必要かもしれませんので、そういったことも考慮して一日も早い協議会の中で地産地消率の目標を設定して、先ほどありましたけども、品目選定なり産地の指定であったり業者の選定といった作業に取りかかっていたいただきたいと思います。

今回目標率は聞けませんでしたけども、阿波市学校給食センターにおける地産地消率、県は金額ベースで60%を目標に掲げていますが、魚介類以外はすべて阿波市産というぐらいの目標をお願いします。市長いわく、4,000人のレストランは阿波市の農業振興が図られ、加工品も地産地消となれば、ちなみにお味噌ですけども、みそ汁が年間50食と計算しまして、仮定しまして、1人16グラム、これに4,000人をかけますと3,200キロの味噌が必要となります。これにドレッシングなど加工品を加えれば6次産業として成り立つと思います。雇用の創生、地域経済の活性化、阿波市発展の起爆剤とも言える給食センターです。どうかそういった認識に立って一日も早い協議会の設置をお願いします。

教育長からお答えいただきました武道の必修化では、吉野中学校ただ1校が柔道を選択したようです。事故の責任問題やPTAの理解など現場の苦しみ、悩み、苦勞がよくわかります。年間10時間程度でも最後の1時間ぐらいは生徒としたら試合がしたいと思いま

す。そうすると指導者の力量が問われるのではないかと思います。外部講師による研修、指導者研修会の参加で指導内容を確認して複数指導体制で実施されるとのことですが、最も関心が高い衛生面、安全上の問題への配慮をしっかりと行い、武道の完全実施に取り組んでいただきたいと思います。

最後の外国語活動の小中連携ですが、教える側の質を高めて中1ギャップの解消に努めているようですが、その取り組みは評価いたします。ただ、阿波市ではこれまでの英語活動により小学生の英語レベルが高い、そういった自負がこのことが長所でもあり短所にもなりかねません。決しておごりとかは言いませんが、小中連携への取り組みにおける逼迫感などへの希薄さにつながるかもしれませんので、他の優良例も検討材料にして工夫を凝らした児童・生徒の学力向上に向けた具体的な取り組みがされているか再質問をさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 樫原議員からは再問といたしましては2つであったというふうにとらえております。

1つは、市長と教育委員会との連携、かかわりはどうなのかということが1点目かと思えます。

このことにつきましては、昨日市長のほうからお話がありましたように、人が輝くまちづくりという中でこんなお話がありました。一例ですけれども、学校の耐震化を今進行中です。その中で耐震のみするんであれば7億数千万円。ところが、改修、大規模改修によって22億数千万円というお金を学校に入れていると。これが一つの大きな教育委員会との連携のはっきりしたことになるんでないかなと。というのが、多くの市町村は耐震化のみが多いです。あと、学校改修にそういった多額のお金をかけていただけるのは本当にこれは市長がやっぱり阿波市の子供たちに対する思いやり、明るく、そして教育環境が素晴らしいというところをしっかりと見せていただいたおかげだというふうに私は解釈しております。

先ほど政治的中立とかということをお話しありましたけども、教育はこれはもう国から示された学習指導要領はその中に書いてあることはすべて全国同じであります。中に書いてあることを変えることはできません。その学習指導要領に書いてある目的を達成するためにそれぞれの学校、教育委員会は創意工夫しながらいろいろと努力していくわけなんです。そんな中で、市当局、市長とはそういったいわゆる目標を達成するためのハード面が

主になろうかと思いますが、それをしっかりと見ていただいておりますというふうには思っております。大変私は阿波市のあり方は関係プレーで行っていると私自身は思っておりますし、また議会の議員の皆様にはこういった多額の金額を投入していただけるのも当然これは承認していただいておりますというふうには思っております。感謝いたしております。これは一例です。

次に、第4番目、5番目ですか、質問としていただいたのは小・中学校の英語の活動の連携がともすればおごりとなつてはいないかというふうなご質問であったかと思っております。

これは私たちは常に今検証しながら、そしてまた反省しながらとにかく前へ前へ進めていこうということですね。実はこれも例を挙げてみます。本年度から、今手元に持っているんですが、こういった阿波シティーイングリッシュティーチングという便りですね。これは阿波市に教育研究所があります。その中に研究員、これは県単の英語の先生が来ております。その方がしっかりと阿波市の英語活動にかかわっていただいて、こういったお便りを5月30日から今までに3つほど発刊していただいております。この新聞をだれに配っているかっていいますと、小学校の先生すべて、そしてまた中学校の先生すべて、英語担当だけでなくすべての教職員にこれを読んでいただこうと。その内容をちょっとそのまま読み上げたほうがよくわかるかと思っておりますので、ちょっとお時間いただきます。

これはその研究員の英語の中学校の担当さんが書いた文章です。これは6月5日の新聞です。

中学校で生き生きと英語の授業に取り組む1年生に出会ってきました。2カ月がたち、生徒たちは中学校生活にも教科の授業にもなれてきた様子で、小学校の英語活動で身につけた力をもとに英語科の授業に意欲的に取り組んでいました。今回は教科書の数の言い方を習っていました。あいさつの声から元気な声が教室に響きます。担任の英語の先生や英語講師の先生の問いかけに英語でしっかり反応する姿に、見ているほうが、見ているというのはこの研究員の方ですね、見ているほうがわくわくしました。数は小学校の1年生からなれ親しんでいます。小学校でやった数をどれぐらい覚えているかなという先生の質問に、1から100までの数字を見てどんどん発音していく姿にびっくりしました。生徒たちも何だか得意そうです。では、1から10の数字を英語で書くとどうなるかな、黒板を見てみよう、そこが初めて自分たちが発音した数字がアルファベットの文字になったものを目にします。文字を書くところなんだ、新鮮な驚きがありました。では、書いてみようの合図で書くことに挑戦していきます。難しいつづりも数字が変化し注意する点も先生

のわかりやすい説明でつまずきも少なく、理解し、どんどん書いていきます。今回の授業は生徒たちが小学校で話し、聞きなれ親しんだ数を書くことに円滑につながっており、生徒たちの小学校で培われた素地が生かされ深められたものでしたと、こういうふうな文章です。

これを英語に関係する人だけでなくすべての先生にこれを読んでいただいて、できれば他の教科もこういった連携をとっていきたいという方向を私たちは考えております。

以上です。

○議長（阿部雅志君） 檜原伸君。

○1番（檜原 伸君） ただいま市長と教育委員会との役割分担のところを再度答弁いただきましたけども、言われてみましたら昨日の吉田議員の質問に対しての市長の教育の思い、それもよくわかりましたけども、ただ私は議会でこういう聞く機会がありますけども、一般市民の保護者の皆さんが市長と教育委員会の関係、そういったものがまだやはりわかりにくいんじゃないか、そういったことを疑問に思いまして今回質問した次第ですけども、先ほども言いましたけども、阿波市では市長と教育委員会との関係、それは創意工夫が教育委員会にも十分生かされている、反映されているということがわかりましたので、ぜひ市民の皆さんにそういううまくいってるというところをあらゆる機会を通じて説明をしていただけたらと思います。

そして、今外国語活動の小中連携ですけども、これは決して意地悪で質問したのではございませんので、トップレベルのある者が陥りやすい、そういったことで質問した次第です。ただいま教育長のほうから具体的な取り組みを聞いて、他市に先駆けた英語活動を実施しておりますこの阿波市、やはり中学校に進学してさらに学習意欲も上がり、より高い英語運用能力が生かされるものと今確信をいたしましたので、次の質問に入らせていただきます。

最後ですけども、子育て支援について質問を行います。

少子化が進む中、子供が生まれる、生まれた、そのことが明るいニュースでもあり、私もこの春に孫ができて、そのことを実感しております。これからの阿波市を展望する上においても非常に重要なことと思いますので、現在妊娠されている方や子育てに奮闘されているご夫婦の視線に立って、阿波市の子育て支援についてお聞きします。

先月の5日はこどもの日です。子供や家庭、子供の健やかな成長について国民全体で考えることからつくられた祝日ではありますが、どの自治体も次代の社会を担う子供一人一人



の育ちを応援するための施策を実行しております。阿波市も後期基本計画における重点テーマに子育て環境と子供の教育環境の充実を掲げていますが、所管部門では子育てに係る経済的負担の軽減、安心して子育てができる環境整備のための具体的施策をどのように推進していくのか、お聞きいたします。

○議長（阿部雅志君） 坂東健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂東恵子君） 榎原議員の一般質問に答弁させていただきます。

3番目の阿波市らしい子育て支援についてというご質問にお答えします。

子育て支援の充実といたしまして、切れ目のない子育て支援の拠点整備であります幼・保連携施設整備事業や子育て世代の就労支援のファミリー・サポート・センター運営を初め、各種事業を総合計画を基本として次世代育成支援行動計画を策定し、基本的な考え方として、子育て支援サービスの拡充と経済的支援、子育て支援拠点事業等の施設整備、保育サービスの向上、子育てと仕事の両立支援の推進、心身ともたくましく成長する教育環境の整備、家庭、地域の子育て力の充実という6項目をメインプランとして各施策を推進しております。

経済的支援の主な事業といたしまして、乳幼児などに係る医療費の一部を助成する乳幼児等医療費助成事業があり、いち早く所得制限を撤廃し、助成対象を小学校修了まで拡充し、運用しております。その他の事業といたしまして、児童手当、児童扶養手当、母子家庭自立支援給付事業、ひとり親家庭児童入学祝い金制度などを実施しております。出産祝い金制度も他の自治体以上に充実させており、平成23年度の実績は220名で、支給額も1,277万円であります。

保育支援といたしまして、保育所を市内11カ所で運営しており、各保育所により預かり年齢は違いますが、8カ月から4歳児までの乳幼児をお預かりしています。あわせて、経済的支援として、保育料も国の基準よりも低く設定し、県下市町村の中で最も低い水準に設定しており、保育料の負担軽減を図っております。本年度より八幡地区幼・保連携施設整備事業に着手しており、5月31日に指名型プロポーザル方式により設計業者を選定いたしました。また、平成25年度から久勝保育所に指定管理制度の導入を予定しており、現在は指定管理者の公募作業の準備業務を実施しております。

児童館は健全な遊びや体験活動を通して健康増進と健やかな育成を図ることを目的に、八幡、市場、大俣において、児童・生徒が放課後利用しております。平成21年度から指定管理者として阿波市社会福祉協議会が運営をしております。放課後児童クラブは市内7

カ所にて仕事などで保護者が家庭にいない児童を放課後や夏休みなどに学校の空き教室などを利用して各地区の運営委員会が預かりを実施しております。ファミリー・サポート・センター事業は、子育て中の家族が安心して子育てと仕事の両立ができるような相互援助活動を行うもので、平成23年度から活動を開始しており、本年5月31日現在の会員数は232名であり、会員者、援助活動件数とも増加しております。

また、母子保健関係の事業といたしまして、母子保健法に基づき健康診査を実施し、妊娠中はパパママクラスを年4回行い、妊婦健康診査、公費負担を14回実施し、県外受診者助成制度も実施しております。また、出生後は乳児健診月2回、股関節脱臼健診年4回などを行っております。その中でも阿波市では母子保健法に基づいて行っている1歳6カ月健診、3歳児健診に加え、2歳児健診を市独自で行っております。1歳6カ月健診から3歳児健診までの2年間間隔が開くため2歳児健診を行うとともに、歯科健診に重点を置いて発育、精神発達面のフォロー及び早期発見に努めております。

平成22年度阿波市健康増進計画、食育計画を策定し、乳幼児期から肥満傾向やそしゃく力の低下、食についての知識不足などの課題が抽出されたことにより、幼児期からの食育指導強化を目的に平成24年度から1歳児を対象としたぱくぱく講座を開催し、講座では栄養面の講話を主に、発達のこと、予防接種の勧奨等を行っております。また、現在無料で実施している予防接種は定期予防接種6種、BCG、ポリオ、3種混合、2種混合、麻疹、風疹混合、日本脳炎でございます。それとともに、任意予防接種3種、子宮頸がん、Hib、小児肺炎球菌です。対象者には4月初旬に広報で通知し、その後も文字放送や広報で周知し、幼稚園や中学校を通しての連絡など、乳幼児健診時は説明で接種勧奨を行っております。今後も子育て支援の充実の推進を図り、市民すべてが阿波市に住み続けたいまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（阿部雅志君） 榎原伸君。

○1番（榎原伸君） ただいまの答弁で、阿波市では子育て支援サービス拡充など経済的支援ほか、5項目をメインプランに各施策の推進に力を入れているのがよくわかりました。中でも出産祝い金制度では、他市以上に充実し、保育も市内11カ所で運営されており、その保育料は県下で最も低く設定されていると。ファミリー・サポート・センター事業も会員数は増加傾向にあると。母子保健事業の2歳児健診なども阿波市ならではの取り組みということで、このことは父兄の方にも阿波市の子育て支援については高い評

価をされております。私も今力強く感じた次第であります。

ただ、そんな中で2点ほど再質問をさせていただきます。

まず、放課後児童健全育成事業についてであります。

土成町、吉野町、阿波町はおおむね10歳未満の児童に対し授業終了後に児童館や専用施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図っております。これは主に父母会が実施主体となっております。市場町では、児童館において社会福祉協議会が事業主体となっており、これも高い評価をいただいているようです。共稼ぎの保護者が増加する中、また専業主婦の約8割の方がアンケートに答えていることから、この事業はさらなる充実を目指してほしいと思いますが、利用料金は市場町が無料で、旧3町は5,000円と。そしてまた、始まりの時間、終わる時間がばらばらで、保護者の方からは久勝学童のようにもう少し遅くまで見てくれないかとか、夏休みのように長期休暇の場合、どことも始まりが8時なんですけども、出勤の都合で7時過ぎに預けていく保護者の方もあるみたいです。時間が来ればスタッフが来てくれるであろうと、そういうことで預けていくみたいですけども、この空白の時間帯、事故などが起きなければいいのですが、保護者の実情を最大配慮して、始まり、そして終わり時間の見直し統一を図る考えはないかどうかお聞きします。

そしてもう一点、ワクチン接種であります。

子供の命と健康を守れ、皆さんこんなスローガンを見たことはありませんか。ワクチンに関しては我が国は後進国というのが現実で、乳幼児が接種を怠ると防げたはずの感染症にかかり、死亡したり重い障害が残ったりすることがあるのですが、親たちはそのような実態を知らずに、知らされずに行政に子供の安全を任せているというのが現実ではないでしょうか。今月の3日、タイムリーといいますか、徳島新聞の社説にも、定期予防接種に3つのワクチンが加わるということが取り上げられておりました。私は阿波市が子宮頸がんワクチンの中学生への無料化を打ち出した時点から、乳幼児へのワクチンも保険適用か無料かとの考えでございました。阿波市の負担が大き過ぎて質問することをためらっておりましたけども、今回の厚生労働省の動きに勇気をもって提案をさせていただきます。

それは、これだけ医学が発達しても治療法がなく、ワクチンでしか防げなかったり、たとえ治療できても死亡や麻痺などの重い後遺症が残ったりする感染症があるからであります。例えば肺炎球菌という細菌は、我々一般の大人が保菌していても何の問題もなく、Hib菌と呼ばれるインフルエンザb型菌、これも小学生以上ならほとんど害はないそうで

す。ところが、それらに乳幼児が初感染すると細菌性髄膜炎という重い病態に進展するケースがあり得るのです。ワクチンで防げるというか、防ぐべき病気は乳幼児で15種類、そしてそのうち任意接種なものにB型肝炎、ロタウイルス感染症、Hib感染症、小児肺炎球菌感染症、皆さんよく知ってるおたふく風邪、水痘、インフルエンザ、定期予防接種なものにジフテリア、百日ぜき、破傷風、結核、ポリオ、はしか、風疹、日本脳炎とあります。この中で治療法があるのは結核、水痘など5疾病で、法定接種に指定されてるのは7疾病のみとなっております。任意接種の費用負担、そうした広報活動は自治体で異なるために、子育て世帯はそういう情報を知らないかもしれません。ワクチンで防げる病気のワクチンすべてを保険対象や公費負担にして、定期や任意を問わずにワクチンを全部打つべきと考えますが、これは大人を含めた国民医療費が減るとの見方もありますので、子育てをするなら阿波市を掲げるこの市の所見をお聞きいたします。

○議長（阿部雅志君） 坂東健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂東恵子君） それでは、放課後児童健全育成事業についての再問にお答えいたします。

阿波市の放課後児童クラブは市内7カ所で開設しており、今年4月現在で310人の児童が登録しております。放課後児童クラブの運営主体については、保護者の代表を初め小学校の関係者の代表、学識経験者などで構成するクラブごとの運営委員会組織により運営されております。各クラブにおける運営内容や運営体制については、国の基準や市の要綱に基づき各クラブの運営委員会組織が決定しており、各クラブの予算の範囲内で独自性を生かした運営が行われております。そうした運営状況については、地域の実情やクラブの設立経過時などの事情によりクラブごとに異なっていますが、独自性を持ち特色を生かした運営がなされているというところでもあります。それも必然的なものと言えます。阿波市が合併8年目を迎え、放課後健全育成事業の運営においても統一的な運営が必要と思われるものについては、運営基準、指針等を設けるなど、各クラブの運営委員会、指導員、保護者の皆様の意見を聞きながら検討が必要な時期が来ていると認識しているところであります。

そういったことから、今後運営業務にかかわるさまざまな事柄について、市内の放課後児童クラブの指導者などが情報や意見を交換するための協議の場の設置を含め、保護者の意見、要望等を集約し、迅速で適切な対応を可能にする仕組みづくりについて検討していきたいと考えております。将来の阿波市を担う子供たちの健全育成という大きな目標のもの

と、この事業の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、定期や任意を問わずワクチンを全部打つ考えはという再問にお答えいたします。

かかりつけ医による予防接種の必要性や注意事項の説明などの協力を得ながら接種率向上に努めておりますが、予防接種には必ずしも副反応がないとは限りません。接種するしないかの最終的な判断は親の見解によるものとなりますので、今後も市として責務を果たしながら保護者の理解を得られますよう努めたいと思います。

また、水痘、おたふく風邪、B型肝炎、成人用肺炎球菌などは国の動向を見ながら対応していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（阿部雅志君） 檜原伸君。

○1番（檜原 伸君） 放課後児童健全育成事業、これは確かに事業主体がクラブ、父母会であったり社会福祉協議会であったりで、それぞれの地域の実情や特色を生かした運営がなされているために統一することは難しいと思われまじけれども、検討の時期に來ているとそのように認識されているようですので、ぜひ保護者の意見、要望をできるだけ取り入れて、この事業の充実に努めていただきたいと思います。

もう一点のワクチン接種ですけれども、これは私がワクチンで防げる病気のワクチンすべてを保険対象や公費負担にして定期、任意を問わずワクチンを全部打つべきと考えますのは、子宮頸がんワクチンのときに申し上げましたとおり、ワクチン接種によりリスクが解消され、将来の医療費の軽減にもつながります。今おっしゃったように、副作用という不安と財源問題をクリアしなければなりませんけれども、いわゆるワクチン接種は将来への投資という認識に立っての提案ですので、ご理解いただきたいと思います。

私は今回初めて阿波市の子育て支援について質問いたしました。所管の健康福祉部の方には熱心に指導していただき、多くのことを学ぶことができました。特に、不安を抱える妊婦、乳幼児の子育て世帯に対しては案内パンフレットも手づくりで、私も持っておりますけれども、非常に見やすく阿波市の財政も考えて手づくりで自分らでつくられたということですが、それもありますし、乳児健診でも都合で受診できなかった人に必ず電話なり訪問して全乳幼児に健診を受けてもらっているということをお聞きして、思いやり、気配りにあふれる取り組みをされていることもうかがい知ることができました。行政の基

本は思いやり、気配りにあふれた優しさにあると確信しております。今年度から健康福祉部長は女性ということで、女性の感性を生かしてなお一層子育て支援の充実を目指してください。一層きめ細やかな取り組みにより、子育てするなら阿波市を目指した子育て支援の充実が図られますことを願って、私のすべての質問を終わります。

○議長（阿部雅志君） これで1番樫原伸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時46分 休憩

午後1時46分 再開

○議長（阿部雅志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番原田定信君の一般質問を許可いたします。

17番原田定信君。

○17番（原田定信君） 17番原田定信、議長の許可をいただきまして一般質問を行います。

今回の今までそれぞれの議員各位の質問聞かせていただきましたけれども、公平公正とか市民とともにとか、まさに市長のキャッチフレーズである言葉がたくさん飛び交ってありました。まさに市政は私はそのとおりでないかというふうに思っております。今回そうした中で1点目の生活排水路の整備について質問させていただきます。

これは基本的にはだれしもが生活していく中で家の例えば排水がどうなっているかなって考えたことって実際はないと思うんですけれども、いざ今度それが排水を実際に考えて家の造作、改築等々考えたときに、この排水っていうのが意外と大きな問題になります。と申しますのも、特に地域においては排水路が未整備なところがこの時代にまだ何か所も点在しております。と申しますのは、先ほど言いました公平であって、そしてまた公正でなければならないはずのそれぞれの行政の御利益と申しますか、行政の加護を受けなければならない市民が、要するに排水路を有しないがために生活環境の改善、いわゆる合併浄化槽の設置、また新しい家の新築等々の許認可がおりないというふうな、この時期にまさに想像もできないような現況が今地域によったら起きております。

非常に私の近いところの地域ですけれども、既に3軒、4軒の方が市役所の合併浄化槽設置の補助金が受けられないがために自分のお金でそれを設置をしたというふうなことも聞いておりますし、また今新しく家を改築しよう、新築しようというご家庭にあって、建

築確認を出したときに排水路がないがためにその建築の許可がないというふうな事態に今行き着いております。かねがね市長のほうには、市長のお考えとしたら排水路を整備し環境を整えることによって家がたくさん建っていくし、市民がふえる、人口もふえるというふうな基本の理念を市長はお持ちだというふうに聞いとるんですけども、そのような要するに生活排水路の未整備のところ、市としてはどれぐらいの地区、もっと厳密に言えば何戸ぐらいのおうちがそれをできていない地区があるのか、まずその部分把握しとる数字、地域で結構でございます。まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部雅志君） 西村建設部長。

○建設部長（西村賢司君） 原田議員の一般質問であります。1点目、生活排水路の整備について、その中で未整備地区をどのようにとらえているかというご質問にお答えしたいと思います。

まず、生活排水路の整備についての質問ですけども、現状を申し上げますと、各家庭からの出されております家庭の雑排水、また浄化槽の処理水、また雨水とか、こういった水につきましては既存の住宅につきましては河川とか用排水路、側溝、何らかの方法で排出されているということになっております。またそれから、単独槽から合併浄化槽へといった設備の変更の方もございますけれども、これにつきましてもその処理水は既存の水路等に放流できるということで、現状の排水対策がされているものと考えております。

議員ご質問の課題となりますのは、新築等で新たに排水路経路がない場合、それから生活排水の流末が既存の排水路に接続できないというふうな場合、そういった場合にその対策が必要でないかというふうに考えられます。また、基本的には既設の排水路までの間は個人負担で対応が必要というふうに考えております。

現在、市道を改良する際には地元地域の要望によりまして側溝整備をあわせて行うようにいたしております。また、道路に側溝のない場合、こういった場合につきましても地域からの排水路の要望によりまして整備を進めていきたいとも考えております。先ほど申されましたように、阿波市に定住し、人口をふやし、その活性化を図るには、やはり新たな住宅の建設が容易となるような排水路や、またそれから道路の整備が大変重要であると考えております。

それから、先ほどご質問にありました排水路のない住宅が何戸あるかというふうなことでですけども、これについては一応把握はできておりません。一応地域からの要望があったところについてはそういった戸数を調べて排水路の整備の計画を進めていくわけでござ

いますけれども、現時点での市内に排水路のない住宅が何戸かということは数えてませんので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 再問します。

今建設部長お答えいただいたんですけども、全然私が意図しとるお答えはいただけてないんですけども、自分ところの建屋の中から排水路に接続する工事をする、これは当たり前なんです。けど、その家の前の市道に、県道も含めて、その前に排水路がなかった場合どうするのか。じゃあ、それから延々30メートル、50メートル、そこまで全部引っ張っていくのくわちゅうことなんですよね。これは至って私は不公平など。それぞれの方が自分のうちの排水路を見られたときに、今さら排水路がないやというようなところがあるという私思ってる今ひな壇の管理職の方おいでると思う。現実にあるんですよ、そういうお宅が何軒かも。そこらのおたくの水環境のこれ浄化槽の基本の中で徳島県いよいよ設置が最下位になってますよね。これ特に公共下水道の事業が行きどまっておる。旧の市場町にしても計画した公共下水道っていうものがそこでもう事業が頓挫してしまっている関係でこの整備に係る費用も経費も出てこないし、当然これはもうそれぞれのおうちで改善していかなければならない。そして、そのおうちで子供たちがもう大きくなってきたそうしたときに、トイレの改築それぞれを計画したときに、そのときに浄化槽の設置ももう単独浄化槽ってありませんよね、合併浄化槽でしょう。要するに、トイレの水、ふろの水、台所の水、全部そこに入れてそれから改善をしていってきれいな水で自然に返すという、こういう環境にも変わってますよね。そのときに今市のほうからの補助金がもらう申請しても、そのときに家の前に排水路がなかったら申請さえ受けれんです。そこに排水路さえあったらみんなその補助金が受けれてその費用内でいけるんですよ。これは至って私は不公平なことではないかというふうに思います。私の周辺で3軒、4軒、そういう補助金が受けられない中にも家の改善、改良を目指して合併浄化槽設置したおうち聞きました。80万円を超えるお金が要ったそうです。しかし、前に排水路がないから、水は流せんのですよ。要するに、地下浸透です。合併浄化槽自分で買ってきて、地下浸透なんです。そのときその工事をした業者が最後に何というたかというたら、うちがしたって言わんといよということ改造した。おかしいでしょ、実際からいうて。これはもうすべきじゃないんですよ。地下浸透というのは今の時代に家庭排水を流すのにその水路がない



やというようなどころが今でも存在しとるという事実をしっかりと私はこの際受けとめていただきたいし、やはり家が建ちこんでおるところであればそのような生活排水路を流す水路っていうのは早急に私は計画を立てて、何よりもまず先に私は手がけていくべきじゃないかなということを感じました。

今建設部長おっしゃられた道路改良の折に排水路つけるって、これは当然。しかし、道路改良のときに、間違っちゃいかんのは、道路改良につけるのは側溝であって、側溝っていうのはあくまでも道路の雨水を流すためのもんですよ、これ側溝っちゅうのは。その側溝に皆今自分ところの家庭排水を流しておるんが現状なんです。だけど、現実から言うてみれば、排水路っていうのは確かに公共下水道ができればそれはそれに供用できるからいいものの、公共下水道っていう事業が事業費もかさむ、それぞれの問題が出てくる。市場町のようにああいう頓挫したような状況の中で、あえてもうおじいさんの代から住み続けておった家を改善しようとしたときに、前に排水路がないから家の改善もできないというふうなこの状況、私はこういったものを改善していくのが私は市政でないかなというふうにも思うんですよ。それぞれの方がやっぱり快適な生活が送れるような方策を私はまず立てていかなければならない。これは私は道路改良、道路改善以前の問題だと思うんですけどね。でも、現実に旧の市場町において3軒、4軒のうちがそのような排水路がないがためにうちがしたって言わんといてよと言われる工事をしてもらって流末を地下浸透させておる。それとていつかは詰まるんですよ、これは。そしたら、そのときにまた違うところに穴を掘ってまたやっていかなければならないようなことになる。そうしたようなところであってもあえてそういう排水路が整備されればそれにつないでいける。当然その排水路まで家の中からも排水路に持ってくるのは我がうちの会計でされるんは当然ですよ。だけど、やはり一刻も早く私はその改善を手がけていっていかなければならないし、そういう現状をまず把握していただきたい。これは旧の市場町だけなのか、阿波町にもないのか、土成、吉野にはないのか、ちょっと私はわかりませんが、改めて見たら家庭内排水を流す排水路がないおうちっていうのは私は結構あると思います。そういうことになれば、この分についてはこれはもう恐らく建設部長では私はお答えに、これはもう市長の、まさに市長のご英断の中でやりますという答えが私は聞けると思いますので、ぜひ市長、市長の中でぜひ調査していただいて、すぐに改善していただく。そして、大きな予算を使わなくても家庭内排水路のおかげでそんな大きな側溝を流すような、雨水を流すような、そういうようなもの私は必要でないと思います。やっぱり家から出てくる排水を

浄化されたきれいな水を流すような水路をぜひつくっていただきたいなど。これのご英断をいただいて、今回じゃあやろうとおっしゃられるのは、この中に市長しかおいでませんので、ぜひ建設部長がやりましょうと私絶対言えないと思う。これはもう市長の政治の考え方ですよ。市長のほうでどうぞひとつお答えを明確に、もう短くて結構です、やるという二言で結構です。どうぞお願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 原田議員のほうからは、本当に市長の言う公平公正という市民に対して行政が公平公正の基礎になってるのか、家も建たない、自分の家の浄化槽もできないような場所がある、そういうのはやっぱり市民に対して公平公正じゃないか、そのあたりが基本だと思います。私も先般の議会でご答弁申し上げましたけれども、排水には青線あるいは道路側溝を利用した排水、あるいは土地改良区用の排水の利用、そんなところが利活用しながらそれぞれ市民生活の中で排水が行われてるんじゃないかと思ってます。平成22年から土成、吉野、これは排水の状況、青線も含めて全部調査終わってます。今年がたしか市場だと思うんです、市場ですね。今年は24年は市場に調査に入ります。ただ、昨日も排水の調査の中身を調べてみたんですが、コンピューターの中には全部入ってまして、なかなか取り出しができないというような状況がわかりました。それでは何にも市民生活に直接影響する排水がつかめないと困るじゃないかと。調査は終わってるんだけど、本当にこの家の建てるときにはこの排水があるからオーケーよという即即答ができるような、地図を見てできるような取り出し方っていうんですかね、コンピューターの中に入らったんではどうにもならないということで、今現在その取り出し方っていうたらおかしいんですが、取り出すことができるんですが時間がかかる。そんなとこまで今現在行ってます。

24年が市場町、あるいは25年が阿波町になるわけなんですけど、全部市内の排水の形態がわかってしまってからやるというのは遅うございますので、できますれば徳島から近い20キロ地点の吉野、土成、調査終わってますので、そのあたりを重点的に事業が可能かどうか、早急に検討して、また議会のほうへ報告したいと思ってます。

以上でございます。

○議長（阿部雅志君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 市長のほうからは前向きにご答弁いただきました。申し上げたように、本当に家庭の排水というのはもうみんな流れて当たり前と思ってるし、トイレか

ら風呂から台所から、みんなもう流れるのが当たり前であって、それが流れる水道がなかったなんちゅうのは改めて感じるどころなんですけれども、早急に家を建築したい、新たな家族を迎えたいという方もおいでます。どうぞ早急に担当課においてはその作業に取りかかっていたいただいて、市民のそういうふうな不満と申しますか、不公平感をぜひないようにやっていただきたいというふうに思いますので、この点についてはよろしく願いをいたします。

次に、2点目の観光行政について聞かせていただきたいと思います。

ちょうど4年、5年前に当時議員をされてた同僚議員の方は、もうこのお話聞かれたことあるかと思うんですけれども、当時東京で市議会の議長会のシンポジウムありまして、そのときに前の三重県の知事されてました北川先生、今どっか慶應大学かどっかの教授、よくマスコミに登場されてますけれども、その先生の基調講演がありまして、なるほどなと思ったのは観光行政について話があって、そのとき言われたのが、私は今も頭の中に残っておるし、実はそのとおりだろうと思ってます。それは何かっていうと、ないものねだりよりあるもの探しという、まさに観光はどこの自治体でも注目してやっていきたい。お客さんがよそから呼べて、常に他の町のお金が獲得できる、そういうのはまず観光なんです。しかし、観光とってないのにその一生懸命にそれを探しても、私はやっぱりねだるだけであって前へ進まんだらうと。それよりも町にあるものを一生懸命探すことのほうが本当に私は観光行政じゃかろうかというふうなことをつくづく思っております。

そうした中で、阿波市の観光拠点というふうに考えてみれば、すべて八十八カ所のお寺もそうですけれども、やはり阿讃山麓沿いにすべてが点在してますよね。お寺もそうですし、例えば土柱もそうですし、いろんな施設っちゅうのは私阿讃山麓、要するに阿波市の北面に集中してるかなと。そうした中で、よくよくあの付近を私はよく通るんですけど、この前ふっと思ったのは、阿波のパーキングエリアなんですよね。このパーキングエリア、当時の阿波町の時代に自動車道が、徳島道活用したときにあそこにパーキングエリアができた。あそこでしばらく上に車を置いていて、あそこ路線バスが入ってますから、下に歩いて行って現場でしばらくおったんですけど、あの道っていうのは通行道路が美馬市のほうから来た車のパーキングエリアですよね。でも、市内に向かう車ですからひっきりなしにおりてくるんですよね、皆さん入ってきて。何するかというたらトイレ寄るだけなん、トイレしかないですよ、ご案内のとおり。トイレに寄って、自販機が1台か2台あるからそれをちょっと買う人がおって、付近ぐるぐる見てまた車に乗って出ていく。結構

人の行き来っていうのは結構あるんですよ。せつかくこういうふうなパーキングエリアあるのに、これをもっと地域の、観光と言わんでも、これは農業に関しても私はすべてに生かせるんでないのかなというふうに考えたら、結構私はおもしろいもんができるんでないかというふうに考えるんですよ。そのときにやっぱりこれに書いてます、NEXCOサービスのほうがこの設備、この場所を管理しとると思うんですけども、このことについて担当課のほうはそこらとの折衝、話をどうとらえているのか。あの場所が例えば土曜、日曜とか祭日とかを限定した、ここに書いてますけれども、季節の果物とか阿波市の特産であります山王のブドウだとか、市場のポンダリンだとか、メロンありますね、いろいろ。土成のイチゴもそうですよ。たくさんの季節の果物がある。そうしたものをそこでエリアを借って売ることができないもんだろうか、どうだろうか。おいしいものであれば、当然私はそこで今度リピーターがついてくる。その包装して入れた箱の中に生産者の名前と写真と入れて、ここまたお電話下さい、メール下さい、ファクス下さいでまた次の季節の、あれおいしかったな、あれ送ろうなというようなことで、次の私は成長につながっていくんでないかなと思うんですけども、ここを管理監督してますところのNEXCOサービスホールディング、そこらの所管するところのお考えがどのようなものか、担当部長にちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部雅志君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 17番原田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

観光行政について今阿波のパーキングエリアの利用についてNEXCOサービスのほうではどのように考えているかというふうなことについてでございます。

本市の東西に徳島自動車道が走っております。土成町には土成インターチェンジがあり、阿波町には阿波パーキングエリアを設置をされております。それで、阿波のパーキングエリアを本市の観光振興に活用することについてでございますけれども、今議員のほうからもお話がございましたように、阿波のパーキングエリアにつきましては現在JR四国または徳島バス、四国交通の3社が高速バスの乗降所としてなっております。それで、利用については近隣地域の方が多く利用をいただいております。また、天下の奇勝阿波の土柱につきましては、この阿波パーキングエリアから徒歩で5分ぐらいの距離でございます。パーキングエリアに駐車をして土柱を観光することもできます。同パーキングエリアにつきましては、関西方面からにし阿波観光圏、また愛媛、高知方面への通過点でもあり

ますし、また中間点でもあります。何とかして阿波の土柱の隣接したこのパーキングエリアの立地条件を生かして、土柱や土柱周辺の観光にこのパーキングエリアを活用できないものかというふうに考えておるところでございます。

それで、先般このパーキングエリアを管理をしておりますNEXCO西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社、ちょっと長いんですけども、高松にございます、訪問いたしまして、パーキングエリアの活用について、パーキングエリア内の空きスペースを利用させていただいて、地域の農産物とか特産品の販売等をやりたいんだが、この実施について協議をしましてまいりました。それで、担当者にはある程度のご理解をいただきまして、試験的に今開催することについてはやってみてくださいという内諾という形でいただいておりますので、今後につきましては具体的な計画を立ててNEXCOのほうと協議を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 非常に私結構なことだと思うんですよ。NEXCO西日本のほうからまず使うべきおおむねの内諾をいただいております。これ私も問い合わせましたけれども、行政がかむことによって許可がいただけるというふうに私も承知しております。要するに、阿波市がこれに一枚かむことによって、個人じゃだめだと、阿波市が一枚かむ。例えば阿波市も含めた観光協会でするのか、NPO法人を立ち上げるのか、その都度その都度利用できる、そうした人たちと協調した中で私は進んでいったら結構サービスエリアっていうのはそれぞれの生産者の意欲をますます駆り立てる、またリピーターがついていいものが全国に発送される、そういうようなものに私はつながるんでないのかなというふうなことをまず感じております。

また、この駐車場に車をとめて、そこでそのときの果物とかを買っていただくと、もう一つ思うのは、やはり先ほど部長もちょっと触れましたけれども、上の土柱ですよね。これは年々廃れていくばかりですよ。これはそれぞれの方が認めながら何もできないという現況です。だから、そこに止まった人にせっかく止まってちょっとやれやれと思うようなときにですよ、先ほど言った路線バスがあるもんですから、それに乗る乗降客が上からおりてこれるスロープがついてるんですよ。だから、車を置いた人がそこから歩いて5分、6分あれば、その土柱の入り口まで行けるんで、それをもう少し引っ張れるような、そこらの一味ご努力を考えてはいかがだろうかというふうに思います。せっかく止まっ

て、その土柱って何だろう、何だろうな思いながらうんって通っていくのが現状でしょう。土柱っちゅう観光の矢印はしてるけど、何だろうなみたいなもんですよ、世界の奇勝なんて書いてあるけれども。だから、そういうふうな人が来てくれることによってまたあの地域が活性化していくし、ぜひこれは時のまさに私は今申し上げてるのはあるもの探しを申し上げてます。そして、そこからやはりもう一つ踏み込めば、やっぱりトロッコ列車とまでは言わんけれども、何か乗り物であそこらを周遊できるようなことも次のステップで私は考えたらいいでないのかなということを感じるのが1つです、それは。それはこれからの私は行政が担当の部局の人が知恵を出し合ってやってくれたらいいと思います。

それともう一つ、もう一つあるのはそよ風広場ですよ。これは結構隣接の人とかみんなに聞いたら、ちっさい子供さん持ってるどころ、みんなあそこへ遊びに行くとんですよ、一度二度は。ほんで、ちっさい子供を積んであのそばを通っていると、子供があそこあそこ、じいちゃん、あそこ行こうっていうてねだられていくというんですよ。結構阿讃山麓沿い見ていたら、やっぱり子供遊ばす場所がないんですよ、そういった遊具の備えておる。そしたら、先ほどのもう一つあったサービスエリアに止まった人があそこから歩いて3分ですよ、まさに。精いっぱいいかかっても5分かからないと。そこから車を置いて上へ上がってくれていったら、子供が遊んでくれるようなそよ風広場がある。

それと、私はサービスエリアと土柱とそよ風広場、これをまさにトライアングルにしてそこらをもっと私はこの阿波市を通過する人にアピールするべきでないかなというふうにつくづく思います。まさに私は宝の持ち腐れですよ。まさにあるものがあるのに、せっかくあるんですから、もっとこのあるものを完璧に探して、あるものを皆に知っていただきたいなど。

そして、考えたときに、やっぱりそよ風広場のあの遊具を見たときには、やはりちっさい子供なんですよ、やっぱりあの遊ぶの。もう少し大きくして上からの、もう少し大きな例えば滑り台を考えるなり、また有料での遊具も備えるなり、これは私がいろんな知恵を絞った私はできると思うんです。

それともう一つは、ちっさい池がありますけれど、その池見て思いました。あそこに例えば釣り堀をつくるとか、ちっさい。そんな大きな大げさなものじゃない、ちっさい子供らが糸をたれておったら魚がかかってくる、そういうふうなものをつくって、ちょこっと遊べれるようなものを私は考えるべきだなあというふうに思います。

今例えば温泉だとか観光施設だとかいろいろ皆さん考えるんだけど、やっぱり今これ

からの私はターゲットにするのはこの少子化の時代、まず私は子供を呼ぶのが一番ですよ、子供を。もうこれはおじいちゃん、おばあちゃん必ずついてくるし、お父さん、お母さん必ずついてきますよ。子供が一人でよちよち歩いてくるはずないんで、そしたらそこに私はまた一つのにぎわいができる地域になる。この前も恐らくちっさなお子さんをお持ちの方、もう大きく成長しとるかわからんですけれども、愛媛の香美市、これカガミと書くんですけど、香美市なんですけど、あそこはもう何もないところなんですよ。ただあるのはアンパンマンミュージアムなんです。ここは必ず行つとるんですね、子供がちっさいうちは。恐らく職員の皆さんの中でも子供が小さいとああ行つた行つたという人がおるかもわからん。非常に近いところで気楽に行けます。このアンパンマンミュージアムだけしかないんですよ。確かにアンパンマンそのものはメジャーだから、これはもうたくさんの人が呼べるんだけれどもね。聞くところによつたら年間このアンパンマンミュージアムだけで50万人の人が訪れるという。これは子供が、子や孫が来ることによっておじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんが一緒に連れてこられて年間50万人来てにぎわうわけでしょう。

だから、そういうふうなこれは私は土柱もそうなんだけれども、せつかくあるこのそよ風広場、これをぜひ生かしていただいて、もう少し欲を言えば、さっき言ったように、もっと大きな滑り台とか有料の遊具を入れる、また釣り堀みたいなのもつけて、あれをなお一層パワーアップしたら結構私は人が寄ってくれる。もう少し上までしたら高速道路通つてる車も見えるんですよ。あそこ何かあるなつていう印象を持ってたらいつかはその人たちは寄ってくれる。まさにこれを阿波市の私は観光のトライアングルにさせていただいて、ぜひこれを活用していただきたい。まさにないものをねだるよりかあるものを一生懸命みんなで探しましょうよという提言なんですけれども、このことについてはこれはもう先ほどと同じですよ、市長がどういう姿勢で取り組むかだけなんです。この市長の考え方で阿波市の将来が決まります。いかがでしょうか、市長、お考えをお願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） まさに原田議員のご質問、ないものねだりではないと思います。あるものをいかに活用していくのか、それが阿波市の行政の使命だろうというんだらうと思います。実は私今回議員の皆様のご協力とご理解によりまして、阿讃の脇町からごみの焼却場、25キロありますけれども、その間に土柱があつたり熊谷寺さんがあつたり切幡寺さんがあつたり御所の湯があつたりあるわけなんです、そこへとにかく花も実もある

花を植えよう、桜を植えようじゃないかということで、予算も議会の皆様のご理解でいただきました。このさきの思いつきが実は日開谷川の桜だったんですね。あれは物語聞いてみましたら、市場の市民の皆様が本当にボランティアで植えたと聞いています。いまだに、相当込み合ってきましたけれども、随分と大きくなりましたし、看板名所になってしまった。しかも、日開谷川の菜の花っていうんですかね、あれ、菜の花なんでしょうね、黄色い花。あれとうまくマッチングして、本当にカメラマンなんかも相当訪れてます。その地からじゃあ南の県道からあそこだけ通って北へ、本当は阿波のいいところっていうのは北の阿讃広域農道になるのに、どないか阿讃広域農道にあの桜がつけないかなというんがもとの発想です。それが阿讃広域農道25キロの花街道、実街道につながってるんです。

今原田議員が言われました土柱の件なんですが、あのパーキングエリアっていうのはたしか車を置いて土柱を見て、車に乗ってかえる、全国で初めてのそういった目的のパーキングエリア第1号だったらしいですね。ところが、なかなかそれが活用されない。その後、そよ風広場ができたり、今回土柱の湯が指定管理でオープンしてます。

ただ、私が部長にも指示してるのは、予算をとって消化するのはこれは観光じゃないですよ、単なる予算消化なんです。せつかくの大事な予算ですので、うまく活用して2倍、3倍、4倍に生かさなきゃいかんですな。じゃあ、生かすのは何か。まさに阿波市の総合計画、皆さんは人の花咲くやすらぎ空間とかすぐ思い出すと思いますけれども、事實は違うんです。タイトルは私の阿波未来プランなんですね。なかなか気がつかないんですね。これ実は24年1月の古い古いの後期計画の本当にもう素案です。まだ大事にとってますけど。総合計画が「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市」っていうのが前面に出てます。事實は私の阿波未来プランです。私って市民一人一人なんですよね。市民一人一人のためのプラン、行政のプランでもない、阿波市のプランでもないです、これ。といいますのは、これからの阿波市の観光開発にしろ何にしろ、市民一人がとにかく参画、協働でしてくれなきゃどうにもならない。3ページ目に書いてますね、参画協働。じゃあ、市民が私のプランを実行するには何を望むか。行政が本当に真剣に市民の思いをしっかりと抱きしめて後押ししなきゃいかん。だから、桜を500本土柱に植えます。アンズ、スモモを植えます。予算の消化のために500本植えても何にもならない。土柱の店を展開してるホテルやってる人、あるいは指定管理で土柱の湯を運営されてる方、そよ風広場を運営してる阿波市、みんながああ施設をパーキングエリア、いや、もっと南からみんなで歩



いて土柱の山々を見てどこへ桜を植えようかな、どこへアンズを植えようかな、どっち向いて歩いたらそよ風広場へ行くのかな、そういうふうな生かし方、これぞまさにあるもの探しの活用だと思います。そういう発想でないと、単なる予算の消化で終わってしまう。そのあたりは部長初め担当者にもしっかり言ってます。だから、恐らく観光協会のほうともそんなことで、恐らく地元とも話をしていくんだと思います。まさに効果が一石三鳥、四鳥ねらっていくようなやり方でないと成功しないのかな。これも十数年前に市場が日開谷へ桜を植えたあのエネルギー、もう一度阿波市のほうへ持っていきたいなと思ってます。

土柱の湯が恐らくあんな指定管理のやり方っていうのは我々の力ではできない部分があります。まさに議会議員のご理解と知恵結晶したんだと思います。なぜかといいますと、建築廃材が燃料になってる、油の使い方が4分の1になった。指定管理で普通そんなことしませんよね、これ。本来からいうたら、そういうことするんなら市がみんな出さなきゃいかん。ボイラーの3,000万円、4,000万円というて本当は出すべきなんですよ。ところが、そのあたりがやはり民の力、知恵、議会の協力、これが成果だと思います。そのエネルギーと考え方、力をこれから阿波市の観光にも生かしていきたいなと強い思いがありますので、十分な議会のほうからも知恵とご理解いただきながらよろしくご協力お願いしたいと思います。

最後に、パーキングエリア、NEXCOのほうにも私もじきじきにも行くし、部長のほうも観光協会も頭を下げて恐らくお願いに行くと思います。あとは販売する阿波市のすばらしい農産物、その供給体制をどうやってするのか。ただ、うれしいことに土柱の里あるいは八幡の夢市場、夢市場なんかも非常に販売力伸びてます。市民の農家の方が自分でつくった産品をお金にかえるという知恵が次第次第に阿波市で突き出したかな。やはり夢市場や土柱の里の効果も大きい。時間かかってますけれども、恐らくパーキングエリアの農産物の販売も農家の方も農協の方も文句なしに協力はしていただけるものと思ってます。市のほうも本当に後押ししっかりやっていきたいと思います。よろしくご協力お願いします。

○議長（阿部雅志君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 最後の質問になりました。

市長からは前向きなお答えをいただきました。ここで市長に2つだけあと質問したいんですよ、あと2つだけ。1つは、まず今これからあの場所っていうのは土柱の湯も今好評

ですし、そういうふうにあそこに土柱にしろそよ風広場にしろ、市が力を入れることによって観光の拠点化していくというふうには思っております、あの地域これから。また、そうしなければ私は市長の熱い思いが全然伝わらなかったなということになると。まさにこれは市長今おっしゃられたように、市役所の職員だけの力じゃなしに、これからは一般の人もいろんな形で参画して行って、そういうふうなものをぜひつくっていききたいなというふうなその前提のもとに、まず1つお聞きしたいのは、私そよ風広場っていうネーミングは非常にこれさわやかなネーミングだと思うんですよ。だけど、そよ風広場って言われたってどういう広場かわからんのですよね。風はいい風が吹いとるのかな、すがすがしいところなんか思うんですけども、これ名前のつけ方一つで、例えば左の上にちっさく例えば子供天国そよ風広場とか、例えばキッズ公園、子供の公園そよ風広場とか、やっぱりそういうふうなアピールできる名前を私はまず考えるのが一番でないかなと。その考え方が市長はいかが思うか、ちょっとこれたまたま私が言うた例ですよ。市長もそういうふうにするのかどうか、それをお答え願います。

それともう一つ、観光協会の名前がちょくちょく出ました。いつまでも市長、観光協会その横を借ったようなところに、今改善センターのところでおりますよね、このところにくすぶらせておいて市長が売り物にしとる観光案内、私はできないと思うね。やっぱり前段申し上げたように、あの地域が観光の拠点として広がっていく、早まっていく、するならば、私は観光協会の事務所は私はあの辺に出ていくべきだし、あそこに建築すべきだというふうに思います。改善センターの何か一部屋間借りしとるような形で、これからとらえていこうということが、事業がここでは私は非常に何か市長のおっしゃられるのとは裏腹に何か心に訴えるもんがないなあというふうに思っています。今の2つ、ネーミングの問題と観光協会、将来は外に建てて新たな一戸枚で構えて、しっかりした拠点を設けて、だれでも来てくれてだれでも寄れて案内もできるような、そういったものにするお考えがあるのかなのか、この2つだけ最後に市長にお答えいただきたいなと思います。

○議長（阿部雅志君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） まさにそよ風広場、ネーミングの問題、本当にそのとおりでと思います。これにつきましても、皆様方の市民あるいは議会の方々のいいネーミングच्छゅうんですかね、そのあたりもお寄せいただいて検討していきたいと思ひます。

それから、観光協会なんですけど、これについても考えるところもありますけれども、よくよく議会とも検討しながら、本当にいい事務所、ネーミングのいい事務所、阿波市が本

当に観光協会へ来たらずぐわかるような、そんなことも考えながら検討していきたいと思っています。

○議長（阿部雅志君） 原田定信君。

○17番（原田定信君） 市長には前向きなお答えをいただきました。そよ風広場の分は、これは私は阿波町の当時の行政に携わった人、このそよ風広場という名前つけるときにはいろんなご努力の中で、ご苦労の中でできた私は名前だと思うんですね。だから、そのそよ風広場っていうのはぜひ残してもらいたいし、その上に例えば私の思う例で言ったけど、例えば子供天国とかキッズ公園とかという、これはまた一般の人に関心を集めるために皆さんから公募しても私はいいいんでないのかなと思います。そういったところをぜひ知恵を絞っていただいて、阿波市の観光行政、これからどんどんまきにアグレッシブに取り組んでいただきたいなと思います。大切なことだからもう一度言いますが、ないものねだりよりあるもの探し、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（阿部雅志君） これで17番原田定信君の一般質問を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（阿部雅志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番正木文男君の一般質問を許可いたします。

5番正木文男君。

○5番（正木文男君） それでは、失礼いたします。

ただいま議長の許可をいただきまして、5番正木文男、一般質問させていただいたというふうに思います。

こうやって質問の場をいただける阿波市議会ってありがたいところですかね。何か聞くところによると毎回できないような議会もある。お互いに選ばれながらというようなこともあるようなんですけど、阿波市議会、本当に希望すればこうやってさせていただけるということ、本当にできることを光栄に思いますし、感謝申し上げたいというふうに思います。

導入にちょっと一言入れましたら、例のことなんですけど、何か中央での政治っていう

ものが何か停滞している、そして住民とかけ離れてるというようなことを感じさせてもらいます。今回の消費増税にしましても、じゃあ経済的な発展といたしますか、そういうもののバックはどうするんだということなしに動いております。結局なぜか官僚のセクト主義的発想だとか、一部団体の自序論に振り回されたりだとか、最後は自分の保身に走るというふうにはしか見えないような気がいたします。その中でも見るに見かねてといたしますか、外交問題で尖閣諸島ですね、あの問題につきましても石原東京都知事が、地方の首長が名乗りを上げましてこういうようなことを申されております。聞きましたら11億円の寄附金が集まった。私も浄財させてもらったんですけど、本当に津々浦々、国民の皆さん方が危機感を抱いてるというようなことのあらわれじゃないかなというような気がいたします。そこに行くと、野崎市長は市民とともにという視点で進まれておられまして、その視点を大事に守っておられるということに本当に敬意を表したいというふうに思います。

そこで、今回の質問ですけれども、3点ほど今回も3本立てというように用意をさせていただきました。1点目が新庁舎及び交流防災拠点施設建設に伴う阿波市行政機構のあり方について。2点目が、社会基盤整備の中心となる中・長期的道路整備構想について、具体的整備計画はどのように考えているのか。3点目ですね、観光振興と農業振興や地域活性化への連携した推進について。ちょっとこのところ漠然としているかと思えますけれども、先ほどの原田議員との観光の部分、多少重なるかもわかりませんが、そういう3点でお願いをしたいと思います。

まず1点目ですが、新庁舎及び交流防災拠点建設に伴う阿波市行政機構のあり方についてということなんですが、月日のたつのは本当に早いものでございます。平成17年4月に阿波市が発足してもう8年目に入っているわけですね。合併し新たに出発した市や町における大きな課題は、庁舎のあり方とまちづくりの基礎となる行政機構のあり方で、それをどうするかというのが大きな課題じゃないかなと思うわけですね。過去の昭和のときの合併のときにもそこでもいろんな問題があったというふうに聞いております。

そんな中で、お隣の高知県の東洋町、ここが昭和の合併のとき、昭和34年ですね、昭和の合併のときに安芸郡甲浦町、野根町が合併して東洋町が発足したわけですね。私どもの今の海陽町の隣ですか、前の海部になるのかな、合併はしたんですけども、合併後も分庁問題がたびたび持ち上がって、1980年代に現在の役場ができるまで町役場が甲浦と野根を数年交代で相互に移動していた。昭和34年1959年に合併したんですけども、庁舎の位置の問題というようなことで、結局收拾がつかずに数年置きに庁舎の位置を変え

たというようなことですね。1980年までということは21年間もそういうのがついた。合併をするということは、その行政機構の基盤づくり、土台づくりであります。その辺の行政体系といいますか、庁舎を含むですね、それをどうするかというようなことが大きな合併した市町村にとってのハードルであったわけなんですね。

しかしながら、今阿波市8年目になって、今回の議会でもいろいろ出てますように、広報にも出てます、あの庁舎の鳥瞰図ですね、ああいうものもあってやっぱりこの8年目でここまで来たということはもう本当にスムーズに進んでるんだなというふうな気がいたします。私にしても紆余曲折がありましたし、市民の間でも庁舎建設についてさまざまな意見や活動がありました。しかし、今市民の間では現在市長が打ち出している新庁舎と市民交流防災拠点施設あわせての計画には、市民も賛同しているんじゃないかというふうに思います。阿波市の行政市民交流、文化、防災等の拠点施設ができることにより、これが阿波市の中心となりまちづくりの拠点になるものであります。本当に合併になった新たな基礎自治体としての阿波市というものが本格的に動いていく、スムーズに本当に動いていってるんだというふうな気がいたします。

しかしながら、それだけで終わってはいけないわけなんで、質問なんですけれども、今月号の広報にも本庁舎の構想が市民に提示され、行政組織の考え方は本庁を中心に行政運営はされるわけなんですけれども、支所機能は生かし、市民への窓口業務は手近な支所により対応すると考えられています。その支所施設は既存の公共施設を有効に活用していくべきというふうに思うわけなんですけれども、その方針はどのように考えているのでしょうか。

この行政組織体系のあり方というような言い方したんですけれども、役割ですね、本庁においては大体が総務、企画、財政、情報政策、産業経済、環境福祉、議会等の基幹的業務の執行に対応する組織、人員配置ですよ。支所においては身近で市民生活に密着した行政サービスの拠点、私は言うんですけども、お年寄りが電動カーで行ける身近な役所、支所の存在というものが必要ですよ。戸籍だとか住民票の写し、届け出、印鑑登録証明、住民税、固定資産税等の市民窓口、それから国民健康保険、介護保険等の福祉窓口、維持補修等の地域振興窓口、この辺の多少の見直しはあるかもわかりませんが、窓口業務というようなものは支所でそれは対応していくものというふうなことじゃないかなと思うわけなんです。その支所の施設ですね、施設の活用について私は手近にある既存の公共施設、そういうものを活用して今度新たな本庁との組み合わせの中で阿波市の基幹とな

る行政組織体系というものをやっていけるんじゃないだろうかということが1点ですね。

そして、このことに関連するわけなんですけれども、その他の公共施設についても効率的運用のため見直しや統合の考え方はないだろうか。一つの例として挙げますと、給食センターというのは統合していくわけですね。しかしながら、阿波市の中、旧4町時代からの公共施設というのが本当にたくさんあるんですね。歴史資料館だとか公民館、コミュニティーセンター、住民センター、ふれあいセンター等、類似的な施設もたくさんあります。私は以前に市役所の皆さん方に一覧表を出してもらいました。この中では、管財課の所管、社会教育課の所管、人権課の所管、環境衛生課の所管、健康福祉課の所管、各支所、地域課の所管等で数々のそういう公共施設があります。公民館は10人、歴史資料館は土成、市場1、研修集会施設、土成8、市場22、住民センター、市場1、コミュニティーセンター、吉野3、市場2、土成1、ふれあい館、公会堂、老人ルーム等20、農村環境改善センター4、土成支所の補助で構造改善センター9、福祉センター、健康センター、吉野2、土成2、市場1、阿波1というようなこういう公共施設があります。すぐにハンドルは直角には切れないかもわかりません。しかしながら、ある、そしてまたそれなりに現状において機能しているものだとは思われます。しかしながら、骨格の行政体系もできたんですけども、それに付随する行政組織としての体系ですね、そういうようなものもやはり見直していくべきじゃないだろうか、どういうふうに使っていくんだらうかということを考えていくべきだと思うんですが、その辺は今のところどういうふうにご考慮されるでしょうか。

その中で特にちょっと思いましたのが歴史資料館ですね。これ土成と市場にあるわけなんですけど、余りどうもその活用が十分じゃないというような気がするんで、これについても個別でどうかなと思うんですけど、もしあったらちょっと教育長のほうからもご答弁いただいたらというふうに思います。

それからもう一点、これに関連して、次に本庁舎ができれば必要なくなる旧庁舎の施設、土地等の今後の取り扱いについてどのように考えているのか。なかなかもう古いものもあります。しかしながら、駐車場や施設用地というんで借地料払ってるところもありますし、今後それらの整理、処分についてどのように対応していかれるのか。藤川議員のほうからもいろいろ市営住宅にとかということもありました。この議論が今庁舎が動きかけたばかりでその議論は早いと言われるかもしれませんが、先先考えていくのが政治であり行政ではないかというふうに思うわけなんです。

質問を整理いたしますと、支所機能としてその地域での行政への窓口になるその施設を  
どういうふうな施設を活用して支所機能を対応していこうと考えておられるのか。

それから、市内にある、数々あるいろんな各種、そして各課が各役割で管理されておる  
市内の公共施設というものをどういうふうにご考えておられるのか。

そして、直接的な旧の庁舎ですね、現在の支所ですね、そういうようなものもどうい  
うふうにご考えておられるのかということをお伺いいたします。

○議長（阿部雅志君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 正木議員の一般質問にお答えいたします。

正木議員からは、新庁舎及び交流防災拠点施設建設に伴う阿波市行政機構のあり方につ  
いて3点のご質問をいただいております。そのうち私のほうからは、1点目の新庁舎建設  
に伴う支所業務のあり方というご質問からご答弁させていただきます。

新庁舎完成後の支所機能につきましては、従来より市民の利便性を低下させないよう市  
民に身近な窓口業務は引き続き存続するとの考えを示させていただいております。これは  
合併後の新市のあり方を定めた新市まちづくり計画における公共的施設の総合整備につ  
いては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、市民サービスの低下を招か  
ないよう配慮しますとの基本方針に基づくものでございます。

また、新庁舎建設のあり方について市民参加により協議検討を行った新庁舎建設市民懇  
話会においても、支所機能については庁舎統合に伴う市民の利便性が低下しないよう十  
分配慮するとのご提言もいただいております。議員ご指摘のとおり、現在  
使用しております旧役場庁舎につきましては、いずれも耐震基準に満たしておらず、老朽  
化しているため、新庁舎完成後は各所耐震機能を備えた既存の周辺施設に支所機能を移設  
し、存続していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（阿部雅志君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 正木議員のご質問2点目のその他の公共施設、歴史資料館、  
福祉会館、コミュニティーセンター等の取扱方針についてという点と、3点目の旧庁舎の  
今後の取扱方針についてということでお答えをさせていただきます。

最初に、その他の公共施設の取扱方針についてでございます。

現在阿波市内における市民が集う公共施設については、例えば歴史館であれば歴史、民  
俗、考古資料等の収集保存と活用による市民の文化向上に資することを目的とし、また地

域福祉センターは福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ること、コミュニティーセンターは地域交流と住民のコミュニティーの形成といったそれぞれ用途の異なります目的で設置され、それぞれの目的に沿って地域に密着した施設として市民の皆様に親しまれ利用されているところでございます。

これらの公共施設の今後の取扱方針といたしましては、地域との密着性あるいはその有効利用、相互利用の方法などを総合的に勘案して、使用頻度や老朽化等を考慮しながら、今後公共施設のあり方について慎重に調査検討をし、経過的にその方針を定めていきたいと思っております。

次に、3点目の旧庁舎の今後の取扱方針でございます。

現在本庁及び各支所として使用しております建物につきましては、吉野支所が築48年、土成支所が築51年、市場支所が築42年、阿波庁舎が築33年と、いずれの庁舎も既に建築後33年から51年が経過をしております、天井部分の雨漏りや外壁部分にひび割れ箇所が見られるほか、空調、電気、給排水設備についても老朽化が著しく進行をしております。

また、過去において諸条件をもとに改修費用を計算したところ、4庁舎合計で約12億円の経費がかかるとの試算も出ております。また、耐震補償を施したといたしましても建物の耐用年数が飛躍的に伸びるわけでもございません。このようなことから、新庁舎建設後の旧庁舎の有効利用のあり方につきましても、維持管理費の低減や施設の利用価値等を考慮しながら、跡地利用も含め総合的に判断した上で今後の利用計画を立てていきたいと考えております。現在の本庁及び各支所の扱いも含め、市全体としての公共施設のあり方や活用方法については、今後十分に協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 確かに今じゃあそこまで考えておりますということではないかと思うんですね。しかしながら、やはり合併をした目的というのはどうやって行政組織、それをスリムに効率的にやっていくかということが大命題なわけなんですね。立派なものができて、そこに余分な金がかかる。しかしながら、それにかわるものとして減るものがあるということの中で効率性が出ていくわけなんですね。ですから、既存施設そういうものは十分検討して対応していただいたらというふうに思います。



それから、いろんなその他の公共施設、地域との歴史もあるでしょうし、いろんな補助制度、いろんな政治的配慮、そういう中での施設もあるわけなんです。一足飛びにはいかないでしょうけれども、しかしながら我が阿波市は今度交流防災拠点施設という住民の交流のいろんな拠点の核となるようなものもできるわけですからね。そういうものも加味した中で総合的に考えて、もう考えておられる、緒についておられるかと思えますけれども、庁舎がもうこうやって動き出したこの時点からしっかりと考えていって、ロスのない、無駄のない、出戻りのない対応というものを考えていただいたらというふうに思います。これはもうこれで終わらせていただきます。

続いて、2点目なんですけども、社会基盤整備の中心となる中・長期的道路整備構想についてどのように考えているかということなんです。行政が市民に提供する行政サービスの柱としてインフラ整備が重要と考えます。生活や経済の基礎となる交通網の整備、上下水道、防災対策等の公共施設の充実、改善が求められると思います。その中で一番身近な道路整備について計画的推進が求められます。特に、予算を多額に要するものであり、合併特例債等の活用、これも聞きましたら5年間延長されたということなんです。これも念頭に置いて計画的な推進に努める必要があるんじゃないかなと思うわけですね。

それで、この私の阿波未来プラン1次総合計画、この中にも出てます。この中で市の各環境に対する満足度という項目があります。不満がマイナス10、満足がプラス10、それを拠点にして不満と満足という中で、満足の中で一番多かった2.1が水道の整備状況とかあります。不満足項目では、バス交通の状況とかというのがマイナス4.15になってます。それから、雇用勤労者対策の状況、マイナス2.56なんです。じゃあ、この中で道路の整備状況、これがマイナス1.43なんです。マイナスで不満足の部分があるわけです。これ46項目あります。学校教育環境だとか医療体制、子育て支援体制、住宅施設の状況、林業振興、農業振興、男女共同参画の状況と46項目ありまして、道路の整備状況の不満足度が6位になるわけですね。これを考えていきますとですね。ということは、やはり市民の皆さん方はこの道路整備というものに対して不満を持たれてるんじゃないかなということが言えると思うんですね。そういうような状況の中からこの1位の前回のところの総合計画で道路のところを見ていきますと、市全体のまちづくりの視点から道路網の整備を総合的、計画的に推進するため、その指針となる道路整備計画の策定をしますということもうたわれておるわけなんです。

そこで、質問なんですけれども、道路整備は道路規格によって管理主体が異なるもので

あるが、市としての意思も求められるものであり、幹線道路となる国道、県道の整備目標についてどのように整備を念頭に置いて要望していくのか。じゃあ、市が管理主体となる市道において、市の市道の中の幹線道路、一級市道という私は通告したんですけど、一級市道、生活道路となる二級市道、その他市道ですね。それから、農道の整備の考え方はどのような考え方でいつの時点でどの程度の整備を目標としているのか。現在立てている阿波市道路整備計画の内容というものはどうなるかということをお聞きしたいと思います。

とりあえずちょっとそれで区切りましょうか。

○議長（阿部雅志君） 西村建設部長。

○建設部長（西村賢司君） 正木議員からは一般質問でまず2点目の社会基盤整備の中心となる中・長期的道路整備構想についてということで、具体的整備計画はどのようになっているのかということでございます。

まず、1点目の幹線道路の整備についてでございますけれども、本市では国、県等の関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてまいりました。交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中、より一層安全で便利な道路網、道路関係の整備が求められています。また、四国縦貫自動車道を十分に利用できる条件整備、また新庁舎へのアクセスの向上、東西方向への道路網の充実、南北方向の幹線道路の整備など、全市的な活性化に向けた道路体系の確立が課題となっているほか、また環境や景観に配慮した潤いのある道づくりが求められております。

このため、今後は広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市内道路網の計画的な整備に取り組むとともに、環境と人の優しい道路空間づくりを進めていく必要があります。国道、県道との連携や役割分担、市内地域間の連携強化、市庁舎へのアクセスの向上等を配慮しながら、幹線市道から地域の身近な生活道路に至るまで市道網の整備を計画的、効率的に推進するとともに、市民との協働のもと適正管理、維持補修に努めていきたいと考えております。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、老朽化いたしました橋梁の予防保全的な長寿命化修繕や災害時における緊急輸送路に対応する耐震化対策なども図る計画といたしております。

次に、2番目の項であります市道、農道等の改良整備につきましては、阿波市道路新設改良工事施行規則というのがございます。それと、道路改良基準要綱というのを定めております。その中で事業の対象となる条件、それから規格等を定めております。また、最近

は市道の新設改良や舗装の修繕、側溝の整備など、市民の皆様から数多くの要望が寄せられているため、現地における調査、それから調整を重ねまして、統一した評価基準によりまして地域のバランスのとれた効率的、効果的な整備を進めておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

先ほどもご質問いただきました数字的な目標というのは、幹線道路、市道、農道等たくさんございますので、数字的な目標は立てておりません。市民の要望に基づきまして整備をやっていると。先ほど申しました基準に基づきまして整備をやっているというような状態でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 私はこの道路整備計画について何回となく質問をさせてもらったんですよね。もう結論めいてくるんですけれども、やっぱり計画的に道路体系をどうつくっていくかということが求められるんです。今確かに市道とか農道、道路の基準、新設改良要項というものは持っておる。それもちよっとまた触れたいと思うんですけど、受け皿としては持っておるけども、それは言うてきてそれにどう対応するかという世界、それもあるとは思いますが、やっぱり先ほど言いましたように、この限られた中でこれだけ要望が出てる中でインフラ整備として道路整備の根幹となる部分ですね、そういうものに対してやっぱりもう少し数字的なこういう目標だとかというものを立ててやるべきじゃないかなというふうに思うわけなんです。

私もいろいろ地元のほうからあちこち道路やってくれという話がありました。その中で、例えば生活道路で人家の少ないようなところをここだけどやってもらおうとしたら、4メートルの幅員でないとできないだとか、そういうような話もあったわけですね。地元の人にするともうそこまでは要らないよ、じゃあその辺どうするんだ、やみくもにじゃあそれをもうその現況で2メートルでやってしまうというのもまたこれもおかしい話なんで、そういうのはどうなんでしょうかというような話の中で、農道といいますか、集落沿いとか人家沿いじゃないところについては例えば3メートルまで下げれるんだとか、そういうような中から道路を進めていく、何年までにどのぐらい進めていくというようなことがあるんじゃないかなと思ったわけなんですけど、この新しい阿波市未来プランの77ページには、平成28年度目標市道改良率70%、22年度実績63.4%だったんですね。市道舗装率22年の87.7が28年度目標は90%というベンチマークっていいですか、そ

ういう目標数値も上げておられるわけなんですね。細かい市道というのはどの路線までというようなことはできないかもわかりませんが、やはりその道路体系、どう骨をつくって、それでじゃあそこにどう枝をつくっていくかというような構想、これをどう進めていくんだ。今でしたら殿様商売じゃなくて、地元の用地ができていってこないとやらないよというんじゃないで、ここの部分のこの路線は交通量も多いから市道だけでも、二級市道だけでも、やっぱりその地域の均衡ある発展、均衡ある生活の利便性を図るためには抜くべきじゃないかなというような姿勢も要るんじゃないかなと思うんですね。そういう点がどうもちょっと稀薄じゃないかなという思いがいたします。

ですから、改めて聞きますけれども、今の時点で幹線道路、生活道路等、その2点でしたかね、そういうものについての整備計画というものをどんな形でまとめておられるのか、まとめておらないとしたらどうするのかということをお尋ねいたします。

それから、先ほど積み残しました、あえて分けたんですけれども、県道の話ですね。次に、個別の課題として阿波町において懸案となっている県道志度山川線の香川県への接続についてはどのように考えているのか。これはこの阿波市未来プランの3ページのところにこういうふうに道路体系が載っています。この中で、一番東が国道318ですね、縦で。真ん中に主要地方道津田川島線が真ん中に抜けてますね。一番西に県道志度山川線、しっかり瀬戸大橋から香川県まで載ってます、こういう形で、記載されとるわけですね。ということは、あくまでこれも主要地方道ですよ。主要地方道としてこういうふうに位置づけられておながら、確かにBバイCだとかなんとかということはあるんでしょうけども、それが抜けておらないということはいかがなものかなと。私になぜこれを求めるかという視点なんです、この伊沢谷地域は急傾斜の山村集落であり、災害に弱く、それから災害が発生したときに閉じ込められ、孤立してしまうという状況があるんです。地域をご存じの方は頭に浮かぶと思いますけど、昨年度の台風15号ですね、森本さんが言われて、またその9月のときにも私の家の裏のほうでがけ崩れなり土砂の流出があって通行どめになったわけですね、志度山川線が。この伊沢谷地域の方は半日ちょっとですかね、出とった人は帰れない、出ない人が出られないというようなことでもう大騒ぎしたようなこともあるわけなんですね。そういうような面があるわけですから、やはり行きどまりのふん詰まりの道路というのは本当に道路と言えないんじゃないかなと思いますので、それはそういうことも宝の持ち腐れじゃないかなと。

それから、伊沢谷地域の活性化のため、自然体験、農業体験等、交流を求めるときに流

通経路の多面性がやっぱり求められると思うんですよね。私はまた後の3問目で質問を予定しておりますけれども、地域の活性化という観点からそれを進めようとしても進入方向が1カ所しかないというようなどころではやはりちょっとマイナスといいますか、弱い部分があるんじゃないだろうか。やはり流通経路というものの多面性というものが求められると。

それから、行きどまりの県道の放置は私は行政の怠慢であると言いたいです。約7.7キロの間が通行不能となっているけれども、過去においては自衛隊道路として整備された経緯があって、路線としての基礎はあることから、経費の軽減もできるものであって、整備水準を落としてでも接続を求めべきだと思うわけです。

ここで、この県道の整備改良率書いてます。13路線あって実延長128.9キロあるんですね。改良されておる、改良といいますか、舗装までできてるとというのが122.8キロなんですね。これ引きますと大体6.1キロ、市内の分かもわかりませんが、そのできてない部分に当たるんじゃないかなというふうに思うわけですが、どちらにしてもその間約7.7キロというようなことが今のデータとしてあるわけなんです。そのところを整備水準落としてでも1.5車線だとかそういうこともあるわけですね。2車線までいなくてもそういうようなもので整備をしていくということを求めていくべきだと思います。

それからもう一つ、個別の話として、また過去において構想されていた県道船戸切幡線の岩津からのバイパス計画はどのようになっているんでしょうか。この間地元の人からひょっと言われたんですね。そろって岩津から来たバイパス計画があったんじゃないんでと、あれどうなっとなんでというような話を聞かれました。たしかそんなこと聞いたこともあるなということだったんですけども、それというのは今どうなっているんでしょうかということですね。じゃあ、これを私がなぜ求めるかという話ですね。阿波町は縦、南北の幹線道路が他町に比べましたら不十分です、未整備であると思います。岩津地点から中央東西線を経由して土柱地点の広域農道までを結ぶ縦の幹線道路が土柱観光や生活道路として必要と考えられると思います。国道192号線から岩津を経由して阿波市に入ってくる人の流れをスムーズに土柱や市北部への流れをつくるということが求められると思うんですけれども、それについてどう考えますでしょうか。

先ほど地元の道路の中・長期的な整備計画に対しての考え方、そして個別の志度山川線の香川県への接続、それから船戸切幡線、岩津からのバイパス、土柱、広域農道超えて土

柱までへのその道路計画、この辺についてどう考えておられるでしょうか。

○議長（阿部雅志君） 西村建設部長。

○建設部長（西村賢司君） それでは、正木議員の先ほどの1点、2点目の再問にお答えしたいと思います。

大きな枠での整備の目標につきましては、先ほど議員が申されてました数字のとおり目標を持っております。ただ、路線ごとの整備目標の数値、これはやはり持っておりません。先ほど申しました阿波市道路新設改良工事の施行規則、それから道路改良基準要綱、この2つによりまして各地域からの要望に基づきまして整備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、3点目のご質問でございます、阿波町におきまして懸案となっております県道志度山川線の香川県への接続、それから県道船戸切幡線の岩津からのバイパスの推進についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、県で進めております県道志度山川線バイパス工事につきましては、伊沢の忠魂碑箇所から市道の中央東西線までの全長1.7キロのうち、現在用地買収が約92%終了いたしております。工事につきましては、北から828メートル、約50%が完了いたしまして、供用が開始されております。本年度の事業といたしましては、残りの用地買収と改良済み区間の舗装工事が予定をいたしております。

それから、ご質問の香川県との接続の整備ということでございますけれども、まずは現在の施行のバイパス工事、これが開通いたしまして、吉野川市と本市の阿讃山麓線が2車線につながれた後での計画になろうというふうに考えております。香川県への接続もあわせて今後はこの全体の整備に向けて県の要望については続けていきたいというふうに考えております。

次に、県道船戸切幡線の岩津からバイパスの整備につきましては、これは平成8年から13年の間に岩津橋から県道船戸切幡線まで全長1.4キロの事業が計画されておりました。県道鳴門池田線から北へ160メートルが施行されておまして、県営の西長峰工業団地の玄関口までつながっておりますけれども、その後財政状況の影響などで現在もとまったままの状態となっております。しかしながら、阿波町地域においては県の整備路線の優先順位によりまして、まずは志度山川線バイパス工事、それから鳴門池田線の自歩道工事が現在この2点が重点の箇所として進められております。そういったことで、この箇所につきましては今後は地元の要望も聞きながら県への対応を図ってまいりたいというふ

うに考えております。

また、それ以外に市といたしましても県道鳴門池田線から市道中央東西線への間、またそれから土柱へのアクセスということで、これにつきまして本年度より市道南川原善地線、延長500メートル、これについて拡幅改良する計画といたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 森本副市長。

○副市長（森本哲生君） 正木議員のご質問のうち中・長期的道路整備構想について具体的整備計画はというお答えの中で、担当部長のほうからは手元に具体的な整備計画ございませんというような趣旨のご答弁させていただきました。具体的なこういうものが路線ごとこういうものを今持っていますということについては部長答弁のとおりでございますけれども、若干補足させていただきますと、市の内部で中・長期的な道路の整備に向けて構想としていろんな形で市長含め、あるいは担当部長、あるいはほかの部長含めて、いろんな形で協議を重ねております。その一つとして例えばこれまで昨日から今日にかけて代表質問の中でご答弁させていただいたように、例えば29の緊急輸送道路の整備、これは当然のことながら急ぐ必要があるだろうと。その中でも例えば橋梁の耐震化の工事も含めまして検討進めていかなければならないだろうと。あるいは、過去の16年の20号台風、あるいは今年の12号、15号台風によって、冠水なりあるいは床上、床下浸水受けたエリアの中での道路網をどう整備していくのか。あるいは、既に一部調査が済んでおりますけれども、排水の排水路、側溝の整備状況がどうだ、各断面がどうでどういう方向に流れていって隘路としてはどういう状況になっているかという整備、調査を進めておりますけれども、その結果を踏まえてどういう形で整備を進めていくのかと。あるいは、もう少し大きな話させていただきますと、市役所の北側に市道中央東西線が走っております。これはご承知のとおり大きな断面を持った水路を合わせて設置しまして、上からの水を受けとめて既存の大きな河川のほうに流すと。仮にああいう路線がもう少し市全域の中で展開できるとすれば、結構下のほうの水害というのは防げるんじゃないかと。そのためにはどうしたらいいのかといったことも含めて、いろんな形で協議を進めておるんですけども、なかなか具体的な整備計画というところには行き着いておりませんが、そういった構想を重ね合わせてできるだけ早い機会に議会のほうにもご報告できるようにしたいなというふうに思っておりますので、以上補足答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 副市長が答えていただきましたので、整備計画が全然ないというのはどないしたことやというふうに思ったんですけど、確かにそれは具体的にこうこうというのはなかなか立てにくいと思います。しかしながら、幹線的なものは、もうご存じだと思んですけど、都市計画区域なんていうのは、都市計画道路なんていうのはまさに家があるがへったくれがあるがそこに必要なんで、この地域の活性化の骨格となるために道路をのけて線を引くわけですね。そういう形で計画を立てていくということがインフラ整備の、この道路整備の基本なわけですね。その他の生活道路までそうはいきませんけれども、やはり市内全域を見たときに一つの流通体系、集落がこの辺にあってここに商店があつて、ここに国道がある、県道がある、その辺のところをどう結ぶかという骨格の道路網、そういうものはしっかり持って、じゃあそれが何にできるか、それは予算の都合でわからないかもわかりませんが、こういうものはどうやるんだ。そういう位置づけの中で、私もお願いしたいのは、この志度山川線、確かに今の部分やらなければいけないのはわかってますけど、それ終わった後でということでは手上げないであれば、ああ、もうほんだけのことかなという話なんです。やはりかもわからないけれども、これだけ市の骨格の体系になっているわけですから、この道路の体系の、やっぱりこれが市としては求めてるんだよということも出していくべきじゃないだろうか。そして、私はこれ地元ですからしょうがない、阿波市のことばかり言いますが、岩津からの土柱への道にしてもやはりあれだけの、原田さんも言われたように、土柱というものが大事であれば南からのあそこへスムーズに大型バスが入っていくというようなことも、それもプランとしてやっぱり立てていくべきですよ。そして、それを県がやらないんだったら逆代行事業といいますかね、というようなことでもやれよと、合併特例債使うてでも、代行事業っていうのは所管じゃないところがやる事業を代行事業っていうんですけど、逆のができるかどうかわかりませんが、それでもやりますよというぐらいの気概でもって取り組むべきじゃないかなというふうに思うわけですね。本当に道路整備というのをその場しのぎというようなことでは意味がないし、結果的に中途半端なものになってひょっとしたら無駄遣いに終わる可能性もあるわけなんです。

なぜあえて今私がこういうことをくどくど言うかというと、持論で前にもよく言ってきましたけど、社会基盤として必要なインフラ整備はできるときには何をさておいてもしておくべきだと。将来は維持管理や福祉、教育等に予算をとられてしまって、それはもうできない時代が来るんですよ、維持管理で精いっぱい、そして福祉、教育行政、そういうもの



にとられてくる時代が来るわけです。今阿波市というのはおかげさまでそこそこの財政が  
いいわけなんですね。そのときに将来の返済の見通しも何とか立てれると思うわけ  
ですね。そういうときにしっかりとやっておくということが大事じゃないかなというふう  
に思います。こういうことをお願いしてこの項目を終わりとさせていただきます。

続いて、3点目なんですけども、観光振興と農業振興や地域活性化への連携した取  
組みについてということなんですね。

今回原田さんもなかなかすばらしい提案をされておられたと思います。阿波市の介護  
とか福祉、乳幼児医療等の整備によるまちづくり、これもまちづくりの大きな柱  
ですね。ソフト的なまちづくり、教育の充実、子育て支援だとかそういうものへの  
支援というものもまちづくりの大きな一つの柱ですね。もう一つは、私は金を生  
む部分でのまちづくり、活性化という部分でのまちづくりというものも考えてい  
くべきじゃないかな。そして、その中で考えましたのが、観光振興、それから農  
業振興、都市との交流推進、この3つをキーワードにして、それによって地域  
活性化というものへ結びつけていくということができないだろうか。そういうふう  
に考えていかなければいけないんじゃないでしょうかということですね。

観光振興というのは私は人を呼び込むことだと思うんですね。先ほど言いました  
ように、ないものを探してもしょうがないということもそうなんですけど、やは  
りいかにして人を呼び込むか、それはいろんな手段があろうかと思えますけれど  
も、例えばおいしい新鮮な食材や自然を生かし、都市との交流をさまざまな角  
度から企画し、人を呼び込む。農業振興ですね、おいしい新鮮な食材の提供、  
食育の場、憩いの場の提供、都市との交流推進、都市住民や子供たちに自然  
体験、田舎体験、農業体験等の場を提供し、都市住民との交流を図る。この  
都市住民との交流推進で、この中で私は子供たちというものにも注目したん  
ですね。今の子供たちが本当に自然体験というもののキャリア、経験が少ない、  
キャンプに行った若い家族も最近減ってるということまで聞くんですね。本  
当に確かに子供たちが自然と触れ合って情操教育といいますか、その優しい  
気持ちを培っていく自然の体験というようなものがされてない。都会にお  
ったらそれはなかなかしにくいですね。やっぱりそういうものの受け皿とし  
て我々はその受け皿になれるんでないだろうかというようなことで、本  
当にこういう観光振興、農業振興、都市との交流推進、そういうようなもの  
をキーワードとして地域活性化ということに連携して取り組んでいくべき  
じゃないだろうか。

そこで質問なんですけれども、観光振興、農業振興、土地との交流推進にどのような戦略を持っているのか、持とうとしているのか。また、これらの推進に当たり連携した取り組みが求められると思いますけれども、どのように考えているのか。それとまた、今年度策定予定の観光振興マスタープランへの取り組みについてどのように考えておられるのかをまずお伺いいたします。

○議長（阿部雅志君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 正木議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ご質問につきましては、観光振興や農業振興や地域活性化への連携した推進についてということで、1点目といたしまして、農業振興や交流推進等の地域活性化への取り組みは阿波市の観光振興にもつながるものであり、連携した推進が求められるが、その取り組み方針はというふうなことであります。

本市の総合計画の後期基本計画におきましては、重点テーマとして食と癒しのまちづくりとして農業立市と観光、そして交流機能の強化を掲げております。本市につきましては、レタスやキャベツ、トマト、そしてナス、イチゴ、ブドウを初め高品質な農畜産物を供給する県下有数の農業地帯でもあります。とともに、国指定の天然記念物であります阿波の土柱、また金清及び宮川内の自然公園、さらには7番から10番までの四国霊場札所や各種イベントなど、人々を癒す多彩な観光交流資源もございます。これらの特性、資源をさらに生かしながら農畜産物のブランド化や地産地消の促進、担い手の育成など、農業立市に向けた取り組み、また観光交流拠点の整備充実を初め、食と癒しのまちづくりをリードする取り組みを重点的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

具体的には、昨年度阿波市並びに観光協会が主催し、阿波deフェスタを開催いたしました。ちょうどこの庁舎の北側の駐車場で開催もいたしました。このイベントにつきましては、食と農業、そして広めるという3つのテーマを設け、特産品や加工品、野菜や木工製品など、農業のみならずあらゆる分野の業種の方々に参加をしていただきました。それで、参加された市民の皆様には、改めて阿波市の特性を理解をしていただきました。また、市外からお越しいただいた方々には、阿波市の魅力を発信できたんじゃないかというふうに考えております。こうしたイベントを継続することが業種間の交流推進や、また地域の活性化にもつながると考えております。

また、阿波市の新鮮な野菜や観光施設などを組み合わせてPRする取り組みとして、昨

年度は阿波市観光協会が東京の有楽町へ参りまして、観光キャンペーンを行いました。生産者が直接店頭で販売することで安心・安全な阿波市産の農産物をPRしてまいりました。また、先日もとくしまマルシェにおいて、自治体として初めてとなる観光キャンペーンを行ってまいりました。このキャンペーンでは、恋成たらいうどんドライブマップと阿波市産の野菜を組み合わせたPRを行ってまいりました。今後こうした取り組みについては観光振興と農業振興と連携を図りながら、食と癒しをリードする取り組みとして推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問でございます。今年度策定予定の観光振興マスタープランへの取り組みについてどのように考えているかというご質問でございます。

今年度阿波市観光協会におきましては、観光振興についての中・長期プランの策定を計画をいたしております。観光協会につきましては、いわば民主導での組織であります。市民が中心となり阿波市の観光をどうしていくのかを模索し、計画を策定したいと考えております。市民が中心となり立てる計画でございます。阿波市の観光振興において非常に重要な計画になるんじゃないかというふうに考えております。観光とは、地域の光を見るという語源がございますが、本市にはたらいうどんあり、野菜あり、フルーツあり、歴史や文化などさまざまな特色があるものがあります。それらを観光のツールとして利用していくにはやはり専門的な知識やアドバイスをいただきながら計画を立てていく必要があるというふうに考えております。中・長期プランにつきましては、市の総合計画の後期プランでございます食と癒しのまちづくりという重点テーマを基本的には沿う形で進めてまいりたいと考えております。

さらに、観光協会独自の基本仕様についても考えていきたいと思っております。先ほど言いましたように、専門的な知識も必要といたしますので、計画策定にはアドバイザーとして委託業者に会議に参加してもらい、最終的には計画の取りまとめもしてもらおうというふうな予定もございます。また協会員と市民による各種のワーキンググループによる研究会並びに検討会などからの報告を専門委員会で協議し、中・長期計画に反映させていきたいと考えております。24年度中に計画をまとめたい、そして25年度からは計画書に沿ったような事業にしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 田村部長のいろいろと勉強したところといたしますか、考えておら

れるところを述べていただいたんですけど、何か具体性といいますか、本当にどういう形でやるんだろうかというのが見えないんですよ。私も元公務員なんですけど、やっぱり公務員的な中で考えていってもなかなか現実的なものが見えないという部分があって、ちょっと残念なような気がするんですね。

私ちょっと一つの今回例を出してそれをまた意見をお伺いしたいわけなんですけれども、何とか地域の活性化、観光振興だとかいろんなものにやってみたいという方がおられるわけですね。地域における女性グループが新しい食品の開発やまちおこしイベントへの取り組みを考えてみたいというふうな声があるんですよ。何かそういう人たちに研修に行くのに先進地視察研修会への助成とか、そういうようなものはできないだろうか。

それから、今現実の話として、今日はおとなしく構えておるんですけど、松永渉議員が都市在住の母子が自然豊かで放射能の心配のない田舎で住んでみたいという声があると。とくしま母子疎開の会という団体が企画運営をして、夏休みの間7月1日から8月31日の間において、長短はあるけれども、田舎体験で阿波市に住んでみたいという家族を募集したところ、もう既に36組の申し込みがあったということなんです。受け入れとして市内での空き家、貸し家や利用可能な施設情報の提供が求められたわけなんです。私もいろいろと走ったんですけど、なかなか意に沿えなかった、十分まとまらなかったんですけど、現に何とかしてその36組の申し込みがあったということなんです。ええ、ほんまでと私は疑いました。ここまで来てくれる人おるんと思ったんですけど、外から見ると子育てしやすい町という評価や自然が豊かで災害も少ない安全な町というような評価もあるようなんです。そういうような中で、現に都会の東関東とか埼玉ですかね、どっかそちらのほうの36組の母子、お父さんも来られる場合もあるようなんですけど、現に申し込まれておってもう配分もできて、じゃあこれからどういうふうに具体的に受け入れるかというようなことがあるわけなんです。こういう動きに対して市として何とか応援できるというようなものはないだろうか。先ほど言いましたように、女性グループの先進地視察だとか研修会とか、市民の中から何か検討してみたいというグループに対しての助成、それからこういう母子疎開の会というような人に対しての動きなんです。

なぜこれに期待するかということなんです。母子が来ればお父さんも来る、阿波市農業の都市へのPRの窓口となる、子供たちの受け入れを図ることにより都市住民の呼び込みとなり、観光振興にもつながるといえるんですね。子供たちが来るということによってお母さんも来て、農業体験、収穫体験だとかいろんなことをすることによ

って、ああ、本当にここの農家の方がつくってる野菜なんだ、それをみんなで食べたよ、都会へ帰ります。そしたら、ルートもできるわけですね。そういうようなものを発信する一つの流れもできる。そして、子供たちの例えば受け入れ、短期でもいいと思うんですね。という形で受け入れるということによって交流を、いろんな施設を活用して交流をしてもらうことによって、我々が教育の場の提供、自然体験の場の提供、自然体験の場の提供というようなことによってそれに寄与するというようなことでこちらにも恩恵を受けるということが言えると思うんですね。というようなことで、行政としてのより具体的な応援、取り組みというものに対してどこまで踏み込めるか、どういう動きをしておるかということをお伺いいたします。

○議長（阿部雅志君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 正木議員の再問の中の一部の答えになると思うんですけども、女性グループにおける新しい食品の開発とか先進地視察、研修会等につきまして、産業経済部の農業振興課のほうで少し事業がありますので説明をさせていただきたいと思います。

地域のグループが新しい食品の開発を考えている場合、これにつきましては平成23年度から本市の単独事業でございます。これにつきましては農業を振興を図る施策の中で活力ある阿波市農業振興事業というのがございます。この振興事業につきましては、幾つかの細かい事業を準備しておるんでございますけど、まずは加工品とか開発事業を行う場合につきましては補助金というのを出しております。市内の農畜産物を使用して販売を目的とする加工品については、新たな加工品を開発するのに必要な施策とか研究、研修に係る費用の一部を予算の範囲内で支援をするものでございます。対象者につきましては、加工品を開発しようとする団体とか個人も対象とさせていただいております。補助対象経費のうち10万円を限度として補助をいたしております。この内容につきましては、先進地へのバスの借り上げなどの視察の経費とか、研修会への負担、またあるいは負担金、あるいはまた直接その団体が主催した講演会等の講師謝金などもこれに該当するものでございます。

また、地産地消型簡易加工施設整備事業補助金というふうなことで、地産地消を考えた中で産業の活性化を促進することを目的に、市内の農畜産物を使用し、販売を目的とする加工品を製造する場合、その簡易な加工施設の整備に要する費用について一部の支援をさせていただいております。対象につきましては、加工品の製造、施設を整備する団体及び

個人で、補助金は補助対象経費の2分の1を上限とし、50万円というふうになっております。それで、このグループの取り組む事例が直接この事業に該当するかどうかというのがちょっとありますけれども、計画なり内容についてまとめていただいて、何だったら農業振興課のほうへご相談に来ていただければ、該当する事業であれば補助金を支出していくというふうな形をとりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 井内総務部長。

○総務部長（井内俊助君） 正木議員の再問であります移住交流に関する支援に対する取り組みということでございます。

阿波市のよさを理解していただき、本市に移住、定住したいという方に対する移住交流に関する取り組みといたしまして、市では総務部企画課内に本年7月より定住交流人口の増加による地域の活性化を図ることを目的に、移住交流支援センターを設置する予定といたしております。この支援センターの役割は、都市住民などの県外在住者からの移住相談等に係る相談窓口であるとともに、全国の移住希望者への情報発信など、総合的な受け入れ組織体制としての役割を果たすものでございます。具体的な事業内容といたしましては、市のホームページに空き家情報、移住相談先、農業支援等の移住交流に関する情報を幅広く提供するほか、市内にあるまちづくり団体等と連携をとりまして、農業体験者への就農支援等を行っていくことでございます。今後はこの移住交流支援センターを活用しながら、有効なメニューを整え、生活再建に意欲のある全国の移住希望者へ情報を発信する予定といたしておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 藤井政策監。

○政策監（藤井正助君） 正木議員の田舎の生活体験に対して市の対応策はどう考えているかということで、若干補足説明をさせていただきます。

先ほど井内部長のほうからご答弁申し上げましたように、企画課のほうで空き家が幾らぐらい市内にあるかということ自治会長さんを通じて現在調査中でございます。今日確認しましたところ、現在市内で185件程度の申し込みがあったということ掌握しております。

それから、本日市長のほうから私に指示がございまして、市の掲示板を使いまして職員に空き家がどのぐらいあるか、主に古民家がええだろうということで、そういうことで掲

示板で調査を職員に依頼せえという命令がございましたので、早速企画課のほうで話しまして、今日掲示板で調査を開始しておるところでございます。まとめ次第、スピード感を持ってどう対応できるか、方策を調査してみたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（阿部雅志君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） もう時間ないんですが、今こうやって聞かせてもらいましたら、市のほうも市を中心にそういう動きをされているということで心強く感じました。本当に私そこまでどうかなという不安はあったんですけど、現にこの母子疎開の会、まだ確かにそれはどういう状態かわかりませんが、現実にそれだけのものをものにして動いているということなんですね。これを何とか成功させて、糸口ですね、一つの発火点というものに育てていくべきじゃないかなというような気がします。そして、一つのものができる意外と広がっていく可能性もあるわけですね。私は、先ほど言いましたように、観光振興、農業振興、都市との交流推進、この3つのキーワード、その辺をうまく組み合わせて観光振興によってまた農業振興にもつながる、そして地域の活性化にもつながるという、原田さんじゃないですけど、ないものねだりということよりもそういうようなことをつかっていって観光振興なり農業振興なりというものに結びつけていくべきじゃないかなと思うわけですね。

もう一点、その滞在中の、今回は短期の滞在なんですが、その子供たちが児童館施設を利用したいという要望もあるようなんですね。子供たちが来たときに、そんなにも使えないだろうかというようなことですね。

それともう一点は、これ美郷ですね、美郷はこういう美郷物産館というものを中心にして体験をいろんな企画してます。6月には梅ちぎり体験、人数定員8名、5歳以上の方、そんな少人数でも毎週土日土日ずっとこうやって美郷の物産館、みんなご存じかと思ひますけど、193号ずっと行ったところにお土産と物産をしておいしいそばを出してるところあります。あそこへ食べに行ったときに会った人もおりましたけども、そこであるわけなんですね。ですから、私は阿波市もこういう物産館的なものも農協と連携して、例えば夢市場だとか、ああいうなところにつくると、そういうことによって市の庁舎とか交流拠点施設とか、そういうものにもつながっていくんじゃないかなというような気がするわけですね。そんなこともまた市長のあれも聞きたかったんですけど、考えていただいたらと

いうふうに思います。

すいません、時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○議長（阿部雅志君） これで5番正木文男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時59分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（阿部雅志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。

次に、14番池光正男君の一般質問を許可いたします。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がございましたので、私の一般質問を始めます。

1点目に新庁舎建設について、2番目にTPPについて、3番目に鳥獣被害対策について、4番目に阿波市全体の学校通学安全のためにと4つ質問をしてみたいと思います。

新庁舎建設については、私は毎回欠かさずこの件について質問をしてみました。蒸し返しということで批判もありましょうが、最近こういうことがございました。これは徳島新聞の記事でございますけれども、鳥取県の鳥取市の問題ですけれども、鳥取市庁舎の件で住民投票ということで、改修派6割ということで、新築案に大差をつけて決まりました。内容としましては、耐震性が低いと診断された鳥取市庁舎について、市が提案する新築移転と市民団体が主張する耐震改修のどちらかだとかを問う住民投票が5月20日に実施され、即日開票の結果、改修支持票が6割を占める大差をつけたと、こう報道されております。これは市庁舎整備のあり方をめぐる住民投票というのは珍しいということでありました。住民投票条例を請求しておりましたけれども、いったん市議会は退けておりました。しかしながら、5万人の署名数は無視できないということで、市議会が庁舎の耐震改修と一部増築の対案をまとめて今年3月に全会一致で条例を制定し、投票実施にこぎつけたと。そういうことで、市議会によると建築費用は新築案が約75億円、改修案は21億円であったと、こういうことでありました。

こういう記事を見ましても、私もなるほどという鳥取市の市民の判断は正確であったと思います。なぜかと申し上げましたら、現在の経済社会情勢で莫大な費用がかかる庁舎建



設では市民の負担が重くかかるというのが承知されたのではないかと思います。本市におきましても、過去にさかのぼってこういうような方向で民意を問うていけばそれに近い結果が出ていたのではないかと私はそういうふうに思います。その当時のことを考えれば非常に残念であったと思います。

さて、それはそれとして申し上げておきたいと思います。質問の件でございますけれども、新庁舎建設の1点、2点、3点、総規模的な姿が見えてきましたが、土地建物全部合わせると予算は最終的にはどれぐらいになるのか。合併特例債と市の持ち出し金額、基金ともに合わせたものが幾らになるのかと。

2点目に、無駄のない、また予算をどれだけ節減できるか。

3点目に、周辺対策も相当な予算が必要であるが、どのように使われるのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。

○議長（阿部雅志君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） それでは、池光議員の一般質問にお答えいたします。

池光議員からは、新庁舎建設について3点のご質問をいただいております。その中で、まず1点目の総規模的な姿が見えてきたが、土地建物全部合わせると予算は最終的にはどれぐらいになるのかというご質問からお答えいたします。

先般新庁舎及び交流防災拠点施設建設の基本設計がまとまりましたので、先月22日開催の議会全員協議会、また6月8日開催の庁舎建設特別委員会においてその概要について説明をさせていただきました。また、広報阿波6月号及び阿波市ホームページにおきまして、市民の皆様にも基本設計の概要についてお知らせをしたところでございます。

その基本設計の概要の中で建設計画の概要といたしましては、敷地面積が約3万6,600平方メートル、建物概要として、庁舎棟は延べ床面積が約9,500平方メートルで、鉄筋コンクリートづくり地上3階建て、また交流防災拠点施設につきましては、延べ床面積が約4,000平方メートルで、こちらは鉄筋コンクリートづくり地上3階建ての計画といたしております。

そして、この計画に基づきます総事業費といたしましては、基本設計ベースではございますが、約55億円を見込んでおります。そして、その内訳といたしましては、新庁舎及び交流防災拠点施設を合わせた建物の建築費として約47億円、用地補償費で約3億6,000万円、造成を含めた外構工事費は約2億円、そして設計委託料等その他経費が約2億4,000万円と見込んでおります。

次に、その財源でございますが、合併特例債を約40億円程度見込んでおります。そして、国、県の合併補助金及び交付金が約2億円、庁舎建設基金が7億円、残り約6億円が一般財源という内訳で充当してまいりたいと、そのように考えております。

次に、2点目の無駄のない、また予算をどれだけ節減できるのかというご質問にお答えいたします。

このたび基本設計がまとまりましたので、今後は施設全体の実施設計に着手してまいります。その詳細設計の策定に当たりましては、やはり市民のための庁舎という観点から、華やかな設計や高価な材料を用いず、建設関連費用の縮減を図ってまいりたいと、そのように考えております。また一方では、太陽光発電設備、雨水再利用施設や自然通風、換気を促進するエコボイドの採用など、初期投資は必要となるものの供用開始後の維持管理費の軽減も考慮しながら、阿波市の将来を考えた設計を行っていききたいというふうに考えております。

続いて、3点目の周辺対策にも相当な予算が必要であるが、どのように使われるのかというご質問にお答えいたします。

新庁舎周辺の関連事業といたしましては、周辺道路の整備が上げられます。道路整備につきましては、建設課が事業主体となりまして実施しており、事業規模といたしましては庁舎敷地の南側、奈良坂古田線、東側、市場東部線、北側、古田東西2号線の市道3路線の改良工事がございます。それで、事業費といたしましては約3億7,000万円程度を見込んでおります。そして、その財源としましては、国の社会資本整備交付金、あるいは合併特例債を充てるようにしております。

以上でございます。

○議長（阿部雅志君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今局長のほうから答弁がございました。全員協議会で説明も受けました。資料もらって青写真描いた感想としては、人口数の割合から見ても費用のかけ過ぎだなと思うのと、超デラックスの庁舎でないかと思います。市民の皆さん方からよく費用はどれだけ要るのかと聞かれましても、今まで答えられなければなりません。それで、市民にとってわかりやすく、知ってほしいということでありまして、今まで特例債とか市の持ち出しは幾らかと聞かれましても説明が私も不十分でありました。やっとその姿が見え始めてきまして、構想が明らかになってきましたんで、あえてこういうふうな質問をさせてもらったわけなんですけれども、まだちょっとわかりにくい部分は、実質市の持

ち出しは約何ぼかということです。これを答弁していただきたいのと、平方メートルで私ら説明してもらってもちょっとわかりにくい部分がありますので、坪数で言っていただきたいと思うんです。こういうように一般的にわかりにくいのではないと思いますので、わかりやすく坪数で、敷地面積何坪、庁舎棟は何坪、交流防災施設は何坪と、そういうふうなことで言っていただきたいと思います。

○議長（阿部雅志君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 池光議員の再問にお答えいたします。

ご質問の内容は、新庁舎等建設事業に係る総事業費のうちで実質的な市の持ち出しは幾らになるのかということですが、財源充当の考え方といたしましては、合併特例債を多く充てれば充てるほどその分市の持ち出しは少なくなるという仕組みになるわけですが、現在想定しております財源内訳では、合併特例債40億円借りるようしております。その中で、交付税充当予算7割が交付税で充当されますので、その残りの30%分と基金及び一般財源、それを市の持ち出しというふうに考えますと、単純計算で総額55億円のうち約25億円程度となります。

また、基本設計計画概要の面積単位を坪に置きかえたらどうかということで、1坪を3.3平方メートルということで計算した場合、敷地面積は約1万1,000坪、それで庁舎等の延べ床面積は約2,880坪、それと交流防災拠点施設につきましては約1,200坪ということになります。

以上でございます。

○議長（阿部雅志君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今こういう坪数で言ってくれ、今後ろの方が何か言ってますけれども、坪数でわかったら一般の人でもわかりやすいと。平米数で得意な人はそれでわかりやすいということでもあります。

2つ目の節約、節減ということはよく考えておかなければならないと思いますので、これは当然のことと思います。

3点目の庁舎周辺で3億7,000万円見込みと答弁がありましたが、周辺でこれだけかかるんですから、東へ土成のほう、また市場から奈良坂、中学校のほうへ向いていきますと何倍の費用がかかるのも当然でなかろうかと思います。また、庁舎建設に伴い水も必要となってこうかと思います。水道施設も考えなければならぬと思いますが、この水道施設の問題についても地域の施設と共用していかなければならないということを知ってお

ります。予算もそれに対して5億円か6億円要るのでないかと言われておりますけれども、それにプラスすればまたその上に費用がかかると。大幅な費用がかかってくることは間違いないと思います。そういうことで、その上に55億円見込んでいたところの上に周辺対策、今申し上げました10億円以上膨らんでくると思います。よくお考えになっていただきたいと思います。もうこれ以上は申し上げません。

それと、市長は新庁舎場所は適地であり、用地取得は安くつくと申されましたが、これお言葉を返すようですけれども、私は今までこういう質問をしてきましたけれども、地震対策につきましても中央構造線近くにある、これ問題が残っておると思います。また、用地取得についても1反当たり前々から660万円ぐらい全部でなるのではないかと。私は安くこれはつかなかったと思います。それは宅地見込みで取得するんですからそうなると思います。しかし、一般的には現況、農地取得であれば何ぼ高くてもその半分以下になっていたと思います。しかし、行政というのはそういうわけにはいかなかったというのも現実で認識していただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

T P Pについてでございますけれども、国民の多くに知らせないままで強行ということで進められております。T P Pはチリ、ブルネイ、シンガポール、ニュージーランドといった小さな国、関税や貿易をめぐる規制を取り払うものを目指した最も完成度の高いと言われる自由化協定が基本になっているわけであります。

そこで、その仕組みに目をつけた大国のアメリカが利用して拡大をしようというのがT P Pの交渉であります。物品貿易に係る関税撤廃と食の安全基準や原産地表示、保健、金融、労働条件等にかかわる規制、非関税、障害を取り除く24の作業部会が設けられております。政府は交渉条件について21分野で日本政府が問題として認めた分野は13にも及んでおります。関税は国家財源と各国の経済的な格差を国境での関税で調整する目的を持つ主権国の権利であります。非課税障壁の多くが各国の運動や習慣、科学的知見や国内産業の振興などが輸入によって破壊されないための各種のルールで、その撤廃緩和は国の形を変えることと言われております。そのためにこのルールを守っていかなければならないことでもあります。そういうことがT P P進めた場合大変な問題になるということは証明されているわけであります。

また、農林漁業や地域経済、食の安全、国民の暮らしの広範な分野に大影響を与えずにはおきません。政府が上げている項目を見ると、農産物への影響とともに病虫害発生国が

らの輸入規制が緩和される、遺伝子組み換えの表示ができなくなる、政府調達での外国企業の参入、アメリカによる郵政や共済への追加措置、漁業補償の削減など、多くの分野に及んでおります。TPP参加による影響を農水省や経産省、地方自治体などが試算しました。完全自由化で食料自給率が13%までに下がるという農水省の試算は大きな反響を呼んだわけであります。また、中央のマスメディアは、政府情報を十分開示しないことも相まって、TPPへの参加は当然という立場での報道に終始し、JAなどの反対は利権を守るためだとか、輸出産業と1次産業の対立であるかのように描きました。

こうした中で、地方議会では44都道府県議会と80%の市町村議会が反対または慎重対応を求める意見書を採択しました。日本医師会を初めとした医療関係者、消費者団体、公共事業関係者の建設業界などからも反対の声が次々と上がってきたわけであります。運動の広がりや国会論争を通じて、政府がある程度の情報を提示せざるを得なくなる中で、反対やデメリットについても報じるなど、マスメディアも一定の変化が生まれました。しかし、世論調査では80%もの人々がTPPについての政府の説明は不十分と答えたわけであります。そういうふうに国民がTPPの本質を本当に知らなければならないことなんであります。政府にそういった情報の開示、公表してもらおうと、国民的な議論を広げてこのTPPの参加の危険性というのを指摘していかなければなりません。

そこで、質問ですけれども、1番の農林漁業や地域経済に与える影響ははかり知れないものがあるが、国内においてはJA、各消費者団体、農業団体が反対運動を前面に打ち出しているが、行政に対してどういう働きかけや要望が出ているか、どういう形で対処されているか。それと、2点目の食の安全性についてどのように考えておられるか、答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（阿部雅志君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 14番池光議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

2項目めのTPPについてということで、まず1点目が、農林漁業や地域経済に与える影響ははかり知れないものがあるが、国内においてはJA、各消費者団体、農業団体が反対運動を前面に打ち出しているが、行政に対してどういう働きかけや要望が出ているか、どういう形で対処されているかというご質問でございます。

TPPについては、平成22年に国が交渉参加に向けた方針を発表した環太平洋連携協定の略称です。農産物を初めとするすべての品目について原則関税を撤廃しようとするも

のであります。これまでの議会でも議員からご質問をいただき、その時々の情報等を答弁として説明をさせていただきましたが、最近では新聞などで一部報道がされることはありますが、詳しい制度内容についての発表はされておられません。

これまでTPPは農業への影響が大であると伝えられており、交渉参加に向けた方針が発表された当時、全国の農産物の生産額が8兆5,000億円から48%減の4兆1,000億円程度減少すると発表されました。同時に、阿波市で試算した影響額については、米の生産額として23億円の減少を初め、農業生産額が63億円減少という予測を行いました。本市に対して各種団体からの要望や正式な文書などは届いておりませんが、本市内の各種団体の意見を聴取をしております。

申し上げますと、市内のJAにおいては4JAともすべてが共通して反対の意見であります。これまでも系統内での反対集会等にも参加し、6月16日には徳島市内で各JAの役員や関係者が集まり、TPP参加反対に向けた集会が行われると聞いております。阿波市商工会では、貿易の自由化に向けた取り組みとしてTPPなどを一体的かつ集中的に推進する動きが強まっているが、これに対する賛成あるいは反対の意思は表明しておらず、全国商工会や国の動きを見守っていくといたしております。農業委員会につきましては、5月に開催された平成24年度全国農業委員長大会において、TPP交渉への参加反対を求める要請が決議をされており、その決議文を県選出の国会議員に持参し、要請をしておるということではございます。6月予定のTPP交渉参加に反対し、食を守る徳島県実行委員会が主催する反対集会にも徳島県農業会議からの参加要請により本市からの数名の委員が参加を予定しておるということではございます。

最後に、本市といたしましては、方策の具体的内容が示されておらず、農業、商業を初めあらゆる産業への影響について十分な検討がなされていない中、また急激な円高や震災復興後の社会情勢の中での参加は時期尚早であると考え、一方的な参加には反対であるとしております。市長会などでもその意見を述べているとおり、また徳島県知事においても同様の意見であると聞いております。今後TPPへの参加について各国との調整が進めば、国や県において具体的な施策が発表されてくると考えております。その動向を見据え、本市への影響を見きわめながら方策を考えてまいりたいと思っております。

続きまして、TPPについての2点目のご質問でございます、食の安全性についてどのように考えているかということではございます。

食の安全は、生産者、流通販売業者、消費者のすべてが関係する問題であります。食の

安心は国民のだれもが願うところでもあります。近年遺伝子組み換え、牛のBSE、口蹄疫、食品偽装や産地の偽装などにより国民の関心は高まり、さらに食育や地産地消の観点からも安心・安全を求める意識は高くなっております。これは国内の農畜産物、水産物や加工品だけでなく、外国からの輸入品に至るすべての食品に共通の問題であります。議員からはTPPに関連して特に輸入される農産物や牛肉への安全についてのご質問でございます。

まず、日本の農産物の輸入状況を見てみますと、平成22年度の農産物輸入額は4兆8,281億円で、うち穀物6,969億円、果実3,485億円、野菜3,451億円、畜産物は1兆2,351億円などとなっております。輸入相手国、また地域別割合を見てみますと、アメリカが27%、ASEANが15%、EUが15%、中国が11%、オーストラリアが8%、カナダが6%の上位6つの国、地域で8割を占めております。牛肉においてはオーストラリアが67%を占め、アメリカが21%、ニュージーランドが6%など、特定国に依存したものとなっております。

次に、牛肉の輸入量の状況を見てみますと、平成15年にアメリカで発生したBSEの影響を受け減少し、ピーク時の約6割程度での横ばいが続いております。統計資料によって多少の差はございますが、牛肉は国内と輸入を合わせた総数量は119万5,000トンとなっております。このうち輸入量は67万9,000トンで、国内の生産量を16万3,000トン上回っており、輸入量が全体の56%を占めております。

輸入食品の検査等についてでございます。厚生労働省の検疫所への輸入食品の届け出件数は、平成元年の68万件から平成22年には200万件と大きく増加し、輸入食品の検査数も年々増加し、平成22年には25万件となっております。既に国内で生まれたすべての牛と輸入牛には、どこで生まれて飼育され、出荷に至ったかの履歴がわかるよう、トレーサビリティという制度で管理され、安全・安心の確保がなされています。また、BSE問題に関しては、法の定めでは21月齢以上が検査対象となっておりますが、消費者の不安を払拭するため、月齢を問わず全頭でスクリーニング検査が実施されています。また、法に基づく24カ月齢以上で死亡した牛の届け出と検査、牛の個体情報の提供などが義務づけられているほか、牛の肉骨粉を使用した飼料への牛への使用、さらには販売なども禁止されています。これによりBSEの発生を予防し、万一発生した場合においてもその感染源が特定でき、蔓延を防止できる体制の確立が図られています。今後輸入食品については輸入時の監視体制の強化を図るとともに、輸出国との2国間協議等による事後的な

対応に加え、計画的な対日輸出食品の情報収集や現地調査により、その安全性確保を図っていく必要があります。県においては家畜保健衛生所など関係機関が連携を図り、畜産農家へ個体飼育別のために全頭への耳標装着などの指導、伝染病の予防と情報の提供などに努めております。

TPPに参加した場合、農産物の自由化によりこれまで以上の農畜産物やこれを原料とした農産加工品の輸入量が増大し、また食品の安全基準や規制の緩和に向けた動きも予想されます。これがどのように影響してくるかは詳しい内容が公表されておきませんので判断はできませんが、食の安全・安心、地産地消、自給率の向上を目指し、基幹産業である農業を初めあらゆる産業が壊滅的打撃を受けることのないよう、国などの関係機関に今後働きかけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今部長のほうから答弁がありました。まさにそのとおりであると思います。これは全国民挙げたTPPを阻止しなければ私はならないと思います。その食の安全ですけれども、こういうことがありました。もうこの食の安全、アメリカ産牛肉でTPP参加の事前協議で牛肉の輸入規制の緩和を日本に強く今締まってきておる中、カリフォルニア州で4例目となるBSE感染牛が見つかりました。このニュースは改めてアメリカのずさんなBSE対策を浮き彫りにするものであります。現在日本の食品安全委員会で進められている輸入規制緩和の議論や、ひいてはTPPへの参加に影響を与えると思います。その中で、今回アメリカが変なことを言っております。このアメリカ農務省は、今回発見された感染牛は非定形BSEであったと発表しました。これは突然変異である。今までの従来のBSEは牛の死体や食用にならない部分、頭や皮、骨などを砕いて熱処理して肉骨粉を牛や鶏、豚の飼料に再利用することで感染が蔓延したと言われておりますが、こういうふうな非定形というのは私も知りませんでしたけれども、こういう形で突然変異から成ったというたら、特定がしにくい、わかりにくいと、こういうような専門家で言っております。なぜそういうことを言うか。どうしてもアメリカ産牛肉を買ってほしいがためにそういうふうな突然変異でなったと言われておりますけれども、そういうアメリカの農務省のこうした発表の信憑性を疑うのは危険かもしれない牛肉を今食べさせられる輸入国にとっては当然心配をするわけでありまして。

そういう中で、今回アメリカで発生したBSEがアメリカ農務省いわく飼料が原因では



ないと、非定形BSEというのも余りにもアメリカの都合のよい結果と言えます。なぜなら、今申し上げましたように、アメリカの飼料規制もEUや日本と比べても比較にならないほどずさんなものであります。なぜかと申し上げましたら、アメリカの牛肉骨粉を牛に与えることは禁止されているものの、鶏、豚には与えてよいことになっております。また、このほか牛の肉骨粉を製造した機械や設備で豚、鶏の肉骨粉をつくることも禁止されておられません。牛の血液や血液製品の利用も許されているわけであります。感染の危険性が高いとされる頭部や脊髄などの特定危険部位の除去もアメリカは極めて緩い内容になっております。今アメリカはBSE検査の頭数でも2005年には40万頭だったのが、現在では9割も減少して、年間で4万頭しか検査されておられません。この数字はアメリカの牛の頭数の0.1%に満たない頭数分であります。こうした検査体制にアメリカの国内でもいかげんなことをやっている、こういうふうにはマイケル・ハンセンという人がそういうふうには国民の健康をもてあそんでいる、そういうようなことをアメリカの国内でも言われております。そういった危険なものについては、当然日本政府も規制をしていかなければいけないのは当然だと思います。

また、農産物においては、今大洪水のように入ってきております。検査はほんの一部しかできない状況であると聞いております。私も今から古い話ですけれども、神戸にポートピアというところがありました。これ阪神大震災が起こる前に行ったわけなんですけれども、そのときにいわゆる農産物の陸揚げされているところへ視察に行ったわけでありますけれども、その当時港湾の職員から輸入された検査をどのようにしているのかということを知りました。そのときでもこんな膨大な量を一つ一つ検査できるわけがないでしょう、ほんの一部しかしてません、こういうことも事実として聞いております。あれから十数年たっておりますので、その量もはるかに超える何倍も入ってきてるんじゃないかと思えます。TPPに参加した場合で農薬検査緩和や輸入国、産地の履歴、表示はほとんどしなくてよい、また遺伝子組み換えの表示も要らなくなる。ここまで緩和されることですから、安全・安心できるものでないと言わざるを得ません。こういった食の安全性は国民に対して補償等できなければならないと思えます。こういったことですから、TPPには危険を伴うと考えられます。国内の農産物においては農薬規制、安全性のない農薬などは製造を禁止されております。また、国内での農産物は検査体制にチェックが非常に厳しい。国内では安全・安心ということでは当然だと思いますが、輸入品目に対しては野放しというのが実態であることが判明されております。過去においても、米が輸入されたものが農薬汚染

により工業用飼料ということであったものが、悪徳業者に渡り、食料用とブレンドして販売されたという事件がありました。私もそのときには各監督省庁及び国の責任は重大であったと思いますが、何ら責任も問われなかった。非常に残念なことであったと思います。国の食の安全性については国民に責任を持つことが今求められていると思います。そういうことで、こういったTPPに対しましては断固反対していかなければならないと思います。

次の質問に移ります。3点目の鳥獣被害対策についてでございます。

この問題についても今までに何度も質問をしてまいりました。同僚議員からも質問がありました。中山間地においてももう限界に来ております。何をつくっても荒らされてだめ、作物がとれない、時に猿被害も多発しております。香川県境から多くの猿が移動してきて、阿波市の中山間地区で生活をしているようであります。猿の捕獲は非常に難しい問題があるかと思えます。しかし、放置することはなりません。対策が急がれます。そこで、有害動物の駆除と荒らされない作付、これが決め手になってこようと思えますけれども、その対策について答弁をしていただきたいと思えます。

○議長（阿部雅志君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 池光議員の3項目めのご質問でございます、鳥獣被害対策について。まず、中山間地域において鳥獣被害が出ているが、もう限界に来ている、対策、対応について被害に遭わない作付方法も考えられるかというふうなご質問でございます。お答えをさせていただきたいと思えます。

有害鳥獣対策といたしましては、野生鳥獣による農作物の被害を防ぐため、地元猟友会に駆除業務を委託し、駆除を中心とした対策を行っております。対象の鳥獣といたしましては、イノシシ、猿、カラス、シカなどでございます。平成23年度の有害鳥獣駆除許可件数といたしましては37件許可をいたしております。

それで、平成23年度の鳥獣別の農作物等への被害額につきましては、イノシシについては256万円、カラスについては36万円、猿につきましては110万円、シカにつきましては15万円となっております。昨年度に比べまして猿による被害が、特にブドウ等の被害が増加をしているという状況でございます。

また、平成23年度の駆除の実績といたしましては、イノシシにつきましては146頭、猿45匹、カラス286羽、シカ12頭などとなっております。

対策といたしまして、阿波市の対策としては市内の猟友会に有害鳥獣駆除を委託し、わ

なや銃器による捕獲を実施しているところがございます。また、被害の相談があった住民に対しましては、自衛策としてロケット花火を提供するなどして威嚇による追い払いを行っていただいております。また、地域や耕作者によるトタン、ワイヤーメッシュ、電気さく等を設置して、被害の予防をしているところでもあります。鳥獣被害は本市のみならず広域的な問題でもありますので、県や隣接する市町村とも連携しながら、有効な対策、被害の防止等に今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣への対策の一つとして被害に遭わない作付の方法についてですが、さきに答弁させていただきましたような鳥獣への侵入防止等駆除対策のほかに、少し視点を変えて考えてみますと、鳥獣被害を受けにくい農作物を栽培するという考え方もございます。例えばイノシシが興味を示さない作物としては、ゴボウ、シソ、白ネギ、ニンニクなどが挙げられます。白菜、オクラも被害は少ないとされています。また、猿は里芋、ゴボウ、みょうが、ニラなどが挙げられます。イノシシ、猿が共通して好まない作物としては、鷹のつめ、こんにゃく、このほかにもピーマン、トウガラシ、しょうが、ミントなども比較的好まないと言われております。また、シカはほとんどの食物を食しますが、里芋、シソ、ニガウリ、モロヘイヤ、キウイなどが比較的被害が少ないとされています。防護さくで囲むことが困難な場所や人家から離れ人目が届きにくい場所などの被害に遭いやすい農地などでは、野生の鳥獣が好まない作物を栽培することはえさ場としての価値を低下させることができることから有効な対策であると考えますが、県の報告によりますと、過去に県南でイノシシや猿が好まない甘長トウガラシの栽培を試験的行ったようですが、経営的に成り立たないといえますか、なかなか難しかったようでございます。

嗜好性の低い作物の栽培と電気さくなどを併用し実施することで、被害防止の効果は高まるとも考えますが、万全な対策はないのが現状でございます。今後これまでの対策に加え、このような取り組みについても関係機関と連携を図って広く情報を収集し、その提供にも努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今部長のほうから答弁がございました。今後市長に一つ答えていただきたい問題がございます。

今、1つとして鳥獣の捕獲、おり、駆除は射殺か薬殺か、2つ目としては威嚇ですね、音、かかし、周辺であれば網とか鉄さくとか有刺鉄線、今のところこういった対策しか方

法がないのではないかと。それに伴うことで、大事な費用がかかるということです。これは半端な予算では間に合わない。思い切った予算措置を講じてもらわなければならないと思います。市長が本気にイノシシ退治に乗り込むんだと、鳥獣被害を食いとめるんだと、こういう心意気が必要だと思うんですが、こういう対策について費用をしっかりとつけていただきたいのでございますが、どうでしょうか。

○議長（阿部雅志君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 池光議員からは鳥獣被害について対策の費用ですね、思い切って出してくれという話がありました。

先般の議会でも、池光議員から今日もお話があったんですが、どうも猿が県境を越えて香川から来たというような話もあるようですけれども、動物っていうのは本当に、例えば狩猟の禁止区域決めましたらそこへは一気に来るんですよ。よく知ってます。だから、やっぱり県域あるいは隣接の市町村、そのあたりが協力して、阿波市だけでやるんじゃないかと、やっぱり美馬市ともやるし東かがわ市ともともにやる、そのあたりが一番大事じゃないかと思えます。お互いが追い飛ばし合いするようではこれはもうどうにもならない。そのあたりが行政のやっぱり連係プレーなんですね。捕獲が云々じゃなくてそっちから始めたほうがむしろいいんじゃないかなと。私もそんな被害随分隣の町、あるいは市もあると思えますので、早急にそのあたり、県も入っていただきながら呼びかけていきたいと。それでなおかつどうにもならないという場合には、やはり庁費をつぎ込んででも対応したいと考えています。

以上です。

○議長（阿部雅志君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） これは周辺の地方自治体と連携をとっていく、これ大事なことなんです、そういうことで呼びかけになってもらわないとこのまま威嚇して追いのけて、またそこへ逃げ込む、こういうふうな繰り返しでは解決はつかないわけでありまして、思い切った予算を組んでくれということについてはお答えになってもらえておりませんが、よく山間地へ入ってきてみてください、その現況をね。これはひどいなと、何つくってももう自分で食べる野菜も口に入らんと、もうそこまで来ているわけですから、収入を上げようと思ってもとてもじゃないけれども荒らされてどうにもならんと、そういうふうな問題がございます。とにかく足を運んで現場へしっかり来ててください。それから判断していただきたいと思えます。

2点目のこの作付、答弁していただきました。鳥獣が興味を示さない作物をつくればいいということではありますが、こういった研究も大いにしていかなければならないと思います。この作物の作付しても相場も採算に乗らなければなりませんし、つくっても売れない、そういうのであってもならないと思います。いろいろな課題が多く残っているのもやむを得ないと思いますけれども、一刻も早い対策が求められていると思います。鳥獣も食べ物がなくなれば里へ里へとおりにてきます。そして、人にも危害を加えることにもなりかねないと思います。今から20年前ぐらいにイノシシ対策についてということで私市場町議会時代に質問したときに笑われたんです、実は。それをいまだに覚えております。現在中山間地において深刻な事態になっていることも、また地域を守っていかなければならないと思います。市政の一環として対策を講じてもらいたいと思います。

次、最後の質問に参りたいと思います。

阿波市全体の学校の通学安全のためにということでございますけれども、阿波西高校の生徒が帰宅途中に交通事故で亡くなるという痛ましいことがありました。亡くなった生徒さんのご冥福をお祈りいたしますとともに、けがをされた方々のお見舞いを申し上げておきたいと思います。二度と起こらないように再発防止をしていかなければなりません。尊い人命を守る立場から、こういった質問をさせていただきます。

1点目のスクールゾーンの実態であります、阿波市全体での取り組みをどういうふうにされているのか、そういったことの答弁をしていただきたいと思います。

○議長（阿部雅志君） 新居教育次長。

○教育次長（新居正和君） 池光議員の一般質問にお答えします。

阿波市全体の学校通学安全のために、スクールゾーンの実態はどうあるべきかについてご答弁させていただきます。

スクールゾーンとは、歩行者と車両の通行を分けて通園通学時の幼児、児童の安全を守ることを目的に設定されています。通常は登下校の時間帯に幼稚園や小学校などを中心とした半径500メートルの範囲に設定されています。

現在、阿波市では3つの小学校の通学路にあり、午前7時から午前8時30分の間、一般車両の通行を規制し、通園通学の安全を守っています。また、一部の学校からは規制を強めるためにスクールゾーンの標識の増設や道路への標示を行ったり、さらに新たにスクールゾーンを設置して安全確保を図りたいという要望が出ています。スクールゾーン設置に向けて強く要望していきたいと考えています。

通園通学中の交通事故を防止するため、学校や教育委員会は今後通学路の定期点検はもちろんのこと、警察や地域の方と連携を強めていきます。さらに、交通安全施設等の重点的な整備、スクールゾーンの設定等、学校周辺の交通規制の拡大によりましてさらなる安全の確保を図ってまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今次長のほうから答弁がございました。朝の通学時間についてですけれども、スクールゾーン拡大を図って交通安全の徹底を図っていくとのことですが、どの地区も通学路は前々から決まっているのであろうかと思えます。まだまだ不十分なところもあろうかと思えますので、こういったことで保護者等の意見もいろんな形であろうと思えますけれども、参考にしながらスクールゾーンについての設定の仕方、拡大して取り組むように努力をしていただきたいと思います。子供さんの安全、命を守る立場からこういった教育行政で進めていっていただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部雅志君） これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について）

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）

日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について）

日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）

日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）について）

日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の

一部改正について)

日程第 8 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて (阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第 9 議案第 39号 平成24年度阿波市一般会計補正予算 (第2号) について

日程第 10 議案第 40号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 11 議案第 41号 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12 議案第 44号 土地の取得について (新庁舎等建設用地の取得)

日程第 13 議案第 45号 土地の取得について (学校給食センター建設用地の取得)

日程第 14 議案第 46号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第 15 議案第 47号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長 (阿部雅志君) 次に、日程第 2、承認第 1号専決処分の承認を求めることについて (平成23年度阿波市一般会計補正予算 (第5号) について) から日程第 15、議案第 47号徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでを議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、議案第 39号に対する質疑を許可いたします。

5番正木文男君。

○5番 (正木文男君) すいません、時間が過ぎておるわけなんですけれども、質疑1項目お願いをしたいと思います。

議案第 39号で平成24年度阿波市一般会計補正予算 (第2号) についてで、その中でページ15、歳入の部では15款委託金、道徳教育実践研究事業委託金、ページ35、歳出の部では10款教育費として45万円、道徳教育実践教育事業費と計上されております。この内容についてお伺いいたします。

○議長 (阿部雅志君) 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 質疑にお答えいたします。

この歳入歳出の項目にありますように、道徳教育実践研究事業、これは文部科学省の平成24年度道徳教育実践研究事業の研究指定校ということで、今回土成中学校が指定校として受けました。受けました理由としましては、土成中学校では平成26年度に県の道徳教育研究大会を開催いたします。この大会は四国大会と兼ねております。この大会で全クラスで公開授業の研究協議、研究報告等を行う予定でございます。今回の研究事業を機会に道徳教育の充実を図っていききたいということでこの事業を受けております。事業費としましては、報償費が30万円、研究のまとめとしまして印刷製本で5万円、参考図書等10万円というふうに予定しております。

以上です。

○議長（阿部雅志君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） この事業名を見れば大体わかるわけなんですけれども、今聞きましたら土成中学が指定校で、その実践をやられるということで、それに対しての予算ということのようなんです。阿波市、英語教育についてはかなり充実しておられるわけなんです。こんなんを機会に道徳教育にもしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

その中で、一つの教材というような中で、全国的な中で調べましたところ、授業の道徳教育の一つの事例として、江戸しぐさの授業というのが行われておるようなんです。知っておられる方もあるかと思いますが、江戸時代人口100万足らずがものすごいその当時の歴史的にいくと諸外国に比べても治安のよい大都市であった、文化的にも発展しておる大都市であった。我々は戦後教育を受けた者は意外と思われるかも知れませんが、その当時の江戸時代の文化のすばらしさ、今の警察に当たる同心が14人なんです。その下に岡っ引きがおられたんですけど、そういう中で治安がよかったと。今の東京都は1,300万人で警察4万人というようなことなんです。そこで、この江戸しぐさというのが……。

○議長（阿部雅志君） 正木議員、質疑で、自分の意見は言わないように。

○5番（正木文男君） わかりました。こういうものがあるわけなので活用をしていただいたらということで、もう終わらせていただきます。

○議長（阿部雅志君） これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号から議案第47号までについては、会議規則

第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会委員長におかれましては、第2回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開会され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により明日15日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、明日15日は休会と決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

18日午前10時より総務常任委員会、18日午後1時より産業建設常任委員会、19日午前10時より文教厚生常任委員会です。

なお、次回本会議は6月25日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時11分 散会